

遊佐町告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、第566回遊佐町議会定例会を令和5年5月29日遊佐町役場に招集する。

令和5年5月9日

遊佐町長 時田 博機

## 第566回遊佐町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和5年5月29日（月曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

議長報告

組合議会報告

一般行政報告

教育行政報告

日程第 4 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君

5番	齋藤	武君	6番	松永	裕美君
7番	菅原	和幸君	8番	赤塚	英一君
9番	阿部	満吉君	10番	高橋	冠治君
11番	齋藤	弥志夫君	12番	土門	治明君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	池田与四也君
総務課長	池田久君	企画課長	渡会和裕君
産業課長	館内ひろみ君	生活課長	太伊智光君
農業課長	渡内智恵君	地町公民館管理員	藤海広行君
健康福祉課長	土門敦充君	地町公民館管理員	石垣ヒロ子君
教育課長	佐藤康弘君		
農業委員会会長			
代表監査委員			

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主任 友野友

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第566回遊佐町議会5月定例会を開会いたします。

（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、本定例会に説明員として、町長はじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により4番、佐藤光保議員、5番、齋藤武議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第566回遊佐町議会定例会の運営について、去る5月16日及び本日、議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日5月29日から5月31日までの3日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として、議長報告、組合議会報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。

次に、一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の5月30日は、前日に引き続き一般質問を行い、2人を予定しております。終了次第、令和5年度一般会計補正予算1件、条例案件3件、事件案件2件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託し、本会議を終了します。その後、各常任委員会を開きます。

第3日目の5月31日は、午前10時からおおむね午後3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のため休憩に入ります。午後3時30分頃から本会議を開会し、条例案件3件の審議及び採決、補正予算の審査結果報告及び採決、事件案件2件の審議及び採決、報告案件4件を行い、終了次第、第566回定例会を閉会したいと思います。

議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日5月29日より5月31日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は3日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

議長報告

#### 1 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分をした旨、町長より報告があった。

(1) 令和5年1月27日付

専決第1号

町有自動車事故に係る損害賠償額の決定及び示談についての専決処分について

(2) 令和5年3月17日付

専決第2号

遊佐小学校駐車場整備工事請負契約の一部変更に係る専決処分について

## 2 系統議長会について

(1) 荘内地方町村議会議長会臨時総会

ア 期 日 令和5年4月14日(金)

イ 場 所 三 川 町

ウ 案 件

(ア) 認第1号 令和4年度会計決算の認定について

歳入合計 860,755円

歳出合計 464,759円

差引残額 395,996円

エ 協議事項

(ア) 知事と町村議会議長との意見交換会に対する要望事項について

- ・日本海沿岸東北自動車道並びに新庄酒田道路の整備促進について
- ・羽越本線並びに陸羽西線の高速化等の促進について
- ・庄内地域の橋梁の架け替え促進について

(イ) 山形県町村議会議長会臨時総会への要望事項について

- ・日本海沿岸東北自動車道並びに新庄酒田道路の整備促進について
- ・羽越本線並びに陸羽西線の高速化等の促進について
- ・庄内地域の橋梁の架け替え促進について

(ウ) その他当面する諸課題について

(エ) 役員改選任期等について

(オ) 今後の本会事業について

(2) 庄内市町村議会議長会総会

ア 期 日 令和5年4月28日(金)

イ 場 所 鶴 岡 市

ウ 案 件

(ア) 令和4年度事業報告について

(イ) 令和4年度収支決算について

歳入合計 912,046円

歳出合計 1,620円

差引残額 910,426円

(ウ) 令和5年度事業計画(案)について

(エ) 令和5年度収支予算(案)について

予算総額 911,000円

以上でございます。

次に、組合議会報告を行います。

酒田地区広域行政組合議会について、議員を代表して7番、菅原和幸議員より報告願います。

7番、菅原和幸議員、登壇願います。

7 番（菅原和幸君）

組合議会報告

令和5年5月15日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

酒田地区広域行政組合  
議員 赤塚英一  
議員 菅原和幸

組合議会報告について

組合議会に出席しましたので、次のとおり報告します。

記

1 5月臨時会

(1) 招集日時 令和5年5月15日（月） 午前11時

(2) 場 所 酒田地区広域行政組合議会議場

(3) 付議案件

ア 議第8号 酒田地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について

イ 議第9号 物品の取得について

取得の目的 車両の更新

取得物品 高規格救急自動車 1台

取得の金額 1,936万円

取得の相手方 山形日産自動車販売株式会社両羽店

店長 加藤 友樹

(4) 審議の結果

ア 議第8号 原案可決

イ 議第9号 原案可決

以上です。

議長（土門治明君） 次に、一般行政報告について、池田副町長より報告願います。

池田副町長。

副町長（池田与四也君）

一般行政報告

令和5年5月29日

1. 令和4年度遊佐町一般会計予算の繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、遊佐パーキングエリアタウン整備事業外4事業に係る繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告します。

別紙Iのとおり。

2. 諏訪部祭の催行について。5月15日、八日町の本願寺において、町の四大祭の一つである諏訪部祭が行われました。参列者による焼香に加え、遊佐小5年生の代表児童による学習発表や、代官舞の奉納を行い、偉人への感謝の意をささげました。

3. 遊佐町新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について。5月8日、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられたことに伴い、遊佐町新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止しました。

4. 臂曲地内岩石採取計画不認可処分の公害等調整委員会の裁定について。公害等調整委員会の当該裁定の取消しを求めた裁判において、3月23日に業者の訴えを棄却する判決があり、その後判決に対する不服申立てがなかったことから、公害等調整委員会の裁定が確定し、県の行政処分が適法であることが確定しました。

5. 共同宣言事業について。4月18日に講演会「オーガニック給食から遊佐の未来を考える」を開催したところ、31名が参加しました。翌19日には総会を開催し、終了後の講演会「エネルギーと地域づくりを考える」には43名が参加しています。

6. 国際交流事業について。4月27日、遊佐町国際交流推進協議会総会を開催しました。今年度が本町とソルノク市との民間交流40周年の節目の年に当たることから、11月上旬に計画しているソルノク市訪問に向け、5月15日より参加者の募集を開始しています。

7. きらきら遊佐マイタウン事業について。5月17日、17件の申請に対し審査を行い、一般コミュニティ事業2件、集落公民館の改修などの集落コミュニティ事業13件、計15件の採択を決定し、1件を却下、1件を保留としました。

8. 移住定住促進施策について。4月28日、遊佐町I J Uターン促進協議会総会を開催し、令和4年度の事業報告、令和5年度の事業計画等について協議しました。今年度も引き続き町内の各機関・団体が連携し、一丸となり移住定住施策を進めていくことを確認しました。

9. 地域おこし協力隊について。令和5年3月末で鈴木晴也（すずきせいや）さん、4月末で中島悠（なかじまゆう）さんがそれぞれ3年間の任期を満了し退任しました。

また、新たに令和5年3月より・田実（よしだみのり）さん、4月より竹内万葉詩（たけうちまよか）さんを遊佐高校学生生活支援業務担当として委嘱しています。

10. 遊佐町観光ガイドブック『巡るゆざまち』の発行について。3月に出羽庄内地域文化情報誌クレードルの別冊として、遊佐町観光ガイドブック『巡るゆざまち』が完成しました。4月より町内全戸配布や県内外の各施設への設置を開始したところ、追加の希望が多く寄せられるなど、好評の声を多くいただいております。

11. 中山河川公園桜まつりについて。4月8日より「中山河川公園桜まつり」を開催しました。今年度は想定を上回る早さで4月4日の開花となりましたが、取り急ぎ開設準備を進め、4年ぶりとなるライト

アップや鯉のぼりの設置により、大々的な桜まつりとして開催することができ、期間中多くの観光客が訪れました。

12. 鳥海ブルーライン開通式及び鳥海山春山開きについて。4月28日、「鳥海ブルーライン開通式」と「春山開き」を開催しました。こちらも4年ぶりとなる小野曾旧料金所前での開通式となり、来賓の皆様はじめ、開通を心待ちにしていた観光客の皆様からもパレードに参加いただきました。その後、大平山荘にてにかほ市との合同開通式を行い、今シーズンの山の安全と観光振興を祈願しました。

13. 遊佐パーキングエリアタウン整備事業について。5月26日、遊佐パーキングエリアタウン管理運営等事業（道の駅鳥海移転整備に伴う指定管理候補者公募）を開始しました。今年12月を目途に、指定管理候補者との基本契約を締結する予定です。

14. ふるさとづくり寄付金について。令和4年度中の寄付件数は米、果物、肉類を中心に、48,125件、寄付総額は、8億7,305万9千円となりました。今後も、より魅力的な返礼品づくりに努め、インターネットサイトを活用した効果的な情報発信に努めます。

15. 遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業について。第4弾となる遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業として、3月1日から3月31日まで実施した「お買い物は遊佐町で！Pay Payの利用で最大20%戻ってくるキャンペーン」は、2億6,610万833円のキャッシュレス決済の利用があり、キャンペーン特典の付与額が5,120万3,136円となりました。付与額が前回は上回り、中小事業者のキャッシュレス決済導入による経済支援に大きな効果がありました。

16. 松くい虫防除事業について。令和4年度に調査をした被害木については、6月の羽化脱出日を目途に、県と共に全量駆除を予定しており、今後の被害縮小のため、1回目の薬剤散布を6月7日と8日に実施する予定です。2回目の薬剤散布は7月上旬に予定しており、引き続き伐倒・破碎処理等の作業に取り組んでいきます。

17. 日本海沿岸東北自動車道について。令和5年度の酒田みなと～遊佐間の事業費は22億3千万円、秋田県境区間、遊佐象潟道路の事業費は82億5千万円となっており、道路改良・橋梁工事の他、調査設計、用地買収、支障移転補償などが予定されています。

今年度末までに、いよいよ遊佐比子IC～遊佐鳥海ICが開通予定であります。

18. 町道・橋梁等建設事業について。今年度の道路改良事業では、広畑橋（畑藤井金俣線）取付道路工事、畑西線道路改良工事が最終年度を迎え、年度末までに完成し、全線供用開始となる見込みです。

橋梁補修工事では、尻引橋補修工事を行うほか、栄橋の撤去事業については、今年度では作業ヤードの整備に取り組みます。

19. 住宅支援事業について。住宅支援事業の5月18日現在の受付状況は、持家住宅リフォーム支援金64件、定住住宅新築支援金7件、定住住宅取得支援金3件となっています。この内、下水道等接続を伴うリフォーム件数は5件となっています。

20. 『遊佐町環境基本計画』の改定について。町の環境保全に関する基本計画である『遊佐町環境基本計画』を、『第3次遊佐町環境基本計画』として改定しました。「人と自然との共生、持続的な発展が可能な遊佐町の構築」という基本理念のもと、持続可能な「魅力溢れる遊佐の創造」へ取り組むべき施策を、5つの分野にまとめました。

21. 遊佐沖洋上風力発電事業の進捗について。3月29日に第4回法定協議会が開催され、遊佐町沖法定協議会としての意見取りまとめが行われました。今後、国による促進区域指定に向けた手続きが進められることとなります。

町内では、3月11日に住民説明会を県と共催で開催しました。参加者からは、超低周波による健康被害の不安や景観への影響などの声があり、今後も法定協議会などの機会を通じて、住民の不安を払拭していくよう町として要請していきます。

22. 下水道事業について。5月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数4,038戸のうち3,104戸で、接続率76.9%となっています。農業集落排水区域では、供用開始戸数499戸のうち433戸で、接続率86.8%となっています。

また、今年度から、ストックマネジメント計画に基づく管更生工事、マンホールポンプ更新工事に取り組みます。

23. 上水道事業について。排泥作業については、定例排泥作業を4月から11月までの第2水曜日に実施します。また、強制排泥作業は今年度3回の実施を計画し、5月24日に第1回目、平津第2配水池系を実施しました。

今年度は、耐震化・更新計画に基づき、大楯浄水場2号井建屋改修工事を予定しています。

24. マイナンバーカードの普及促進について。4月30日現在の本町のマイナンバーカードの交付件数は9,579件で、申請率で81.3%、交付率は73.35%となりました。また、4月より開始したマイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスの利用実績は、4月末で97件と、1ヶ月の当初見込数の100件に近いご利用をいただきました。

以上です。

議長（土門治明君） 続いて、教育行政報告について、土門教育長より報告願います。

土門教育長。

教育長（土門 敦君）

教育行政報告

令和5年5月29日

1. 教育委員会会議の開催状況について。3月4日、3月18日、3月22日に遊佐町教育委員会会議を開催し、遊佐町立学校教職員の人事異動の決定承認、遊佐町教育委員会所属職員の人事異動発令の承認、遊佐町教育行政の重点施策の承認、遊佐町立学校の通学区域に関する規則の一部改正、遊佐町スクールバス運行管理規則の一部改正、旧青山本邸の設置及び管理に関する条例の施行に関する規則の一部改正、要保護・準要保護児童生徒の認定、遊佐町生涯学習推進計画及び遊佐町スポーツ推進計画の策定についての議案が可決されました。

2. 学校運営について。3月14日に遊佐中学校の卒業式が行われ、70名が義務教育の課程を修了し、学び舎を巣立ちました。また、3月18日には、各小学校で卒業式が行われました。

4月5日に統合後の新しい遊佐小学校の開校式が執り行われ、4月11日には新入生62名を迎え入学式が行われました。児童数は452名、普通学級17クラス、特別支援学級4クラスで、酒田飽海地区の中で最も規模の大きい学校となりました。



4月7日には遊佐中学校の入学式が行われ、105名の生徒が新たな環境でスタートを切りました。

5月11日には遊佐小学校、5月12日には遊佐中学校の年度始め経営訪問を実施し、各校の学校経営や幼保小中高一貫した教育の進め方について指導助言を行いました。

3. 遊佐町小・中学校教職員全体研修会の開催について。5月24日に国立教育政策研究所の高橋典久先生をお招きしての遊佐町小・中学校教職員全体研修会を開催しました。令和4年度に12年ぶりに改訂された生徒指導提要について深く学び、従来の生徒指導観を更新するとともに、その変化をどう捉え、どう活用していくべきか現場の悩みと課題を踏まえ、今後の方向性と具体的な方策について研修を深めました。

4. 遊佐高校就学支援事業について。令和5年度入学者24人全員に対して、1人当たり7万円の就学支援金を給付しました。

5. 遊佐町史下巻の刊行について。平成19年度の遊佐町史上巻刊行から15年を経て、このたび遊佐町史下巻が刊行され、待望の通史としての遊佐町史が完成しました。

近代黎明の明治初期から現在の令和に至るまでの町の歴史について、政治・行政・戦争・災害・教育・文化・産業など多方面から叙述されており、これまでの遊佐町の歩みと私たちの暮らしを身近に感じることができる内容となっています。

「遊佐町史」上巻とあわせて、多くの町民の皆様から手に取っていただけるよう広報に努めるとともに、これまでの町史編さんの成果を活用した町民向け講座を実施していきます。

6. 青少年育成活動について。5月11日に青少年育成推進員会議を開催しました。夏期巡回街頭指導、遊佐中・遊佐高での挨拶運動をはじめ、今年度の青少年事業や地域の動向に応じた活動方針について承認をいただきました。

6月6日には青少年育成協議会を開催し、今年度の青少年育成事業計画といじめ防止基本方針に係る取り組みについて確認する予定です。会議の前段で、遊佐中学校「複眼思考でつくり出そう 誰一人取り残さない、持続可能な遊佐中」の生徒会を中心とした取り組みの発表を聴き、生徒たちの主体的な活動の頑張りを研修する予定です。

7. 放課後子ども教室の開設について。4月17日から放課後子ども教室の活動を開始しました。今年度からは空き校舎を活動拠点に、旧藤崎小学校で「ふじっこ」、旧高瀬小学校で「たかせっこ」、旧吹浦小学校で「吹浦こども教室」を開設しています。また、藤崎地区放課後子ども教室については、従来まちづくりセンターで開設していた稲川地区の「ふじっ子クラブ」、西遊佐地区の「まつのっこ」を統合し、新しく「ふじっこ」を立ち上げました。

小学校統合後も地域ボランティアの参画を得て、児童の活動を見守り、安心安全な児童の居場所づくりに取り組んでいきます。

8. 少年町長・少年議員公選事業について。各課からのプロジェクト委員を中心に、4月より第21期少年町長・少年議員公選事業の準備を進めてきました。今年度は少年町長に1名、少年議員に16名、合計17名から立候補の届け出があり、少年町長は無投票ですが、少年議員は選挙をすることとなりました。6月13日から各学校で投票を行い、6月下旬に開票する予定です。

9. 青少年の社会参加について。中高生ボランティアサークル「くじら」は、今年度遊佐中33名、遊佐高14名、計47名の生徒の申し込みが届いています。近年、「くじら」の活動が広く認知されて、遊佐町口

ードレース大会事務局や、砂丘地砂防林環境整備推進協議会からも依頼が来ています。可能な限り青少年の社会参加を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（土門治明君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、日程第4、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 現任期では最後の定例会となります。私の本定例会での質問は、振り返ってみますと平成27年9月の507回議会から連続して32回目の質問となるようでありますので、気を引き締めて行っていきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。最近地球環境や自然環境保全で用いられるフレーズに持続可能な社会があります。今回の質問は、持続可能な遊佐町農業の視点で進めていきます。農地関連施策の見直しが行われました。それにおいては、農業の担い手や農地の維持の在り方を明確にする人・農地プランを町が作成し、審査、検討を行い、その結果を公表することになっております。本年4月1日に施行されました農業経営基盤強化促進法の改正では、本町でも人・農地プランに代わる地域計画を2年後の令和7年3月までに策定しなければなりません。内容的には農地1筆ごとに10年後の土地利用状況や見通しを整理した目標地図の作成が求められます。

県は、本年3月に山形県農地集積・集約化プロジェクト会議が作成した話し合いの進め方マニュアルを市町村に示しています。4月26日、この会場で開催されました遊佐町農業振興協議会総会で決議された議案には、産業強化推進部会の事業計画に人・農地プランの見直し及び地域計画の作成と記載されております。また、遊佐町農業委員会でもタブレット端末を導入していますが、同マニュアルではタブレットでの意向調査や農業委員会サポートシステムの活用を促しております。地域計画の策定は、持続可能な遊佐町農業に大きく関連するものと考えます。農業者はもとより、農業委員会、関連する農業団体と最初から連携し対応すべきと考えますが、今後どのように進めるのか伺います。

地域計画の策定に当たり、本年1月に行われました農林水産省と本県担当との意見交換会では、農地集約に関し、担い手である認定農業者や農業法人だけでは限界があるというような指摘もあったようです。本町の農業においても担い手の高齢化は否定できません。統計資料によれば、平成27年度の本町の農業就業人口は、平成22年度の比較で約7割まで減少しております。このことは、現在農業を営んでいる方に管理面や農業機械への投資などで負担増になっているものと推測されます。本町では、昭和40年代に耕地整理が行われました中山間地域で、現在相次いで土地改良事業が進められております。今後も継続し実施されます。前職で担当しました平地区域の県営土地改良事業に関する借入金については、令和5年度をもって全てがその償還を終えると、そのように聞いております。このことは、やっぱり農地集約が進めやすくなる要因につながるものと考えますが、併せて省力化や労働面での先駆的な技術で補うことも必然と考えます。農業生産の現場でのICTの活用も視野に入れた地域計画策定を進めるべきと考えますが、

所見を伺い、壇上からの質問といたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。566回定例会、最初の一般質問者であります菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。

将来の遊佐町農業を展望しての地域計画についての所見はということだと思っております。平成24年度に開始された人・農地プランは、農業者が話し合いに基づいて地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものとしております。本町では蕨岡地区、遊佐地区、南西部地区と北部地区の4つの区域に協議の場を設け、平成24年度に当初の人・農地プランを作成し、本年3月末で11回の更新を行っております。令和元年度からは、農地の出し手となる農地所有者の今後の具体的な意向を明記するなどプランの実質化を図り、実効性のあるプランとなるよう見直しを行っております。今回、農業経営基盤強化促進法の改定により、人・農地プランを基本に新たな目標地図などを追加することで、より踏み込んだ計画として地域計画を法律で定めて、地域での話し合いによって目指すべき将来の農地の利用や姿を明確化し、計画に沿って取組を実行することとなりました。これは、基幹的農業従事者の減少と高齢化がますます進行していく中で、耕作放棄地される農地の増加や生産の減少が喫緊の課題となっております農地を次世代に着実に引き継いでいくため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集積、集約化を進めるものとなっております。

地域計画における1つ目としては農用地の集約と集約化の方向、2つ目としては農地中間管理機構の活用方針、3つ目としては基盤整備事業の取組方針、4つ目としては多様な経営体の確保、育成の取組方針、5つ目として農業等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針のこれらの協議事項のほか、ICT技術の活用などスマート農業についてや、鳥獣被害防止対策等の地域の実情に応じて任意事項を加えることができるとなっております。策定に当たっては、地域の農地を誰が利用し、農地をどのようにまとめていくか、地域農業をどのように維持、発展させていくかなど、若者や女性を含め幅広い意見を取り入れながら、地域関係者が一丸となって話し合うことが重要と考えております。また、農業委員会、JA、土地改良区、山形県などの関係機関の役割分担に応じた資料を持ち寄り、情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。進め方としましては、地元の同意を得てからになります。1つの地区を先行して今年度中に進め、それをモデルとして令和6年度に残りの3地区の地域計画を選定したいと、このように考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから質問させていただきます。

最初に、先ほど壇上でも申し上げましたが、平地区域の県営かんぱい圃場整備事業借入金令和5年度をもって全て終わると、そんな状況であります。当時のことを若干説明させていただきますと、昭和55年の年に月光川頭首工の改良工事からスタートしまして、それから各地区の圃場整備事業がそれに付随する格好で進められました。事業ごとに当然個人の財産がありますので、同意をいただくという必要があります。同意をいただくことに奔走した時期もありましたが、逆にそれに反対する方もいらっしゃいまして、同意をいただいたものの、同意書の撤回運動等も当時あったと。その撤回のまた撤回をしていただいた

ということも昔の思い出としてございます。そんな中で、進める中で当時はまだ食管法が生きておりましたので、米が大体1俵2万円とかという時代でもありました。それで、そのセールスポイントは、米1俵の負担でいいのだよということいろいろ説明して同意をいただいたわけなのですが、その後の経過というのは皆さんご存じのとおり、米価は下がる一方であって、ある方からは、おまえ、うそついたのではないかというようなことも言われたことを思い出します。そういう負担についても実は25%が組合負担でありまして、それを公庫からお借りして10年間据置き15年で返すと。ということは、25年で各年度返していくので、最初10年間事業があるとすれば終わるまで35年かかるということで、やっと41年目の今年度で全てが終わると、そんなことでございます。若干補足的に申し上げました。ただ、このことがやはり今後農地の集積対策については、一つの制限であったものですから、それがなくなることによって一つの進みやすくなる条件が整うのかなと思います。

所有者の負担ということの基本にやってきましたが、途中で耕作者負担ということも文書を提示していただいてやってきたところなんです。基本的に実態を申し上げますと、私は高瀬川地区であります。秋の償還が約1万円でございます。正確に言うと9,750円、今年の秋に1反歩当たり引かれます。これが管理費を、七、八千円なくなるということは、物価高騰等、燃料とかいろいろ高騰もある中で非常にこれはプラスの材料に転換していくのかなとは思っております。そんな中で山手のほうで、先ほど述べたように40年代に耕地整理法でやった中山間が今盛んに進められております。ただ、前こういう質疑のときもあったのですが、今のやつは地元負担ゼロで、全部負担はゼロだということを聞いていろいろ調べましたらちょっと裏があって、最初からゼロではないと。そこをちょっと改めてここで申し上げさせていただきたいと思えます。今の先ほど言ったとおり、当時は25%ですが、ほぼ今はゼロに近い内容ではあります。ただ、その中にありますのは、農地中間管理機構ですか、その制度を使って集約を図ることによってゼロになるということでもあります。ですから、最初からゼロではなくて、目標を達成した上で、例えば産業課所管であります。高収益作物の取組、例えばニンニクとか、そういうものになりますし、その後事業が終わった前後で売上げが2割アップしていないとこれは駄目だと。それらをクリアして初めてゼロになるのだということで土地改良区の事務局のほうに確認したところですので、私も誤解をしかけておりましたので、あえてこの場で申し上げたいと思えます。

それで、今申し上げました土地改良事業についてですが、やはりいろいろ調べてみますと個人や農事組合法人があって、そことやり取りすることで今申し上げましたとおりゼロに近づいていくと。そんな中で、私は法人に入っておりませんが、やはり法人の登録になりますと当然商法上の法務局への登記、それから会社ですので社会保険等、本来であれば入る必要があると思っております。そういう中で、先ほど町長の答弁で4地区のほうで人・農地プランを作成してきたと、そう述べておりましたが、ちょっと私もこの法人の部分、若干不得意な部分ありまして、ちょっと産業課長に前もってお願いしたところですが、今現在、個人的な法人もあるかとは思いますが、町内でどの程度の法人組織が設立されておるのか、最初に質問させていただきます。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） ご質問の農事組合法人の把握ということでございますけれども、産業課のほうで把握している現在の農事組合法人につきましては、9つの組合法人を把握してございます。地区別で

申し上げますと蕨岡地区が3団体、遊佐地区が2団体、稲川・西遊佐地区が2団体、高瀬・吹浦地区が2団体、合計9つということで把握してございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） ちょっと自分も勉強不足でありまして、私が調べたところ5つしかなかったのですが、9つと、そんな状況になろうかと思えます。基本的には、伺いますとこの法人が一つの担い手に、位置づけになることによって土地改良事業の負担金がゼロに近づいていくということになるわけでございます。それで、基本的には今遊佐町のほうの中山間のほうで3つの事業で進めているようでございます。1つが中間管理機構関連農地整備事業ということで杉沢の前田、前田モデルですか、それから大楯、これが今やっている畑、上戸、これが4つの地区でやっております、これは同意率が100%でない駄目だと。その上で、先ほど言ったとおり高収益作物と、あと収益を2割アップしないとこれは駄目であると。それを見越して国が7.5%分を補填して補助しているわけです。達成しなければ当然返還ということがあろうかと思えます。あと、もう一つが下当のほうの当山地区のほうでやっております経営体育成基盤整備事業、これについては集積率が8割以上あればいいということですが、ちょっと1ランク要件的には低いのですが、ただこれも達成しないと国から後に補助金が来ないということの内容でございます。あと、後ほど触れますが、野沢、岩野のほうでも揚水、排水を改良する工事が予定されているようでございますので、これらが全てやはり個人並びに法人、それが受け手にならないとほぼゼロに近づかないというのが実態でありますので、やはり今後地域計画の策定の段階でもこれらが一つの大きなポイントといいますか、これになるのかなと思えます。

そんな中で先ほど言ったとおり、遊佐町の農業振興協議会でいろいろな協議が毎年総会でされるわけですが、そんな中でも中間管理事業というのは明記されておりますので、基本的には、ちょっと流的には分かりませんが、その会計の中には協議会の事務費として307万円ほど計上もされております。ましてや先ほど言った9つのうちの5つは、農事組合法人の会社の所在地が遊佐町庄内みどり農協の遊佐支店ということになっておりますので、やはり農業団体も一つ、こんなこと言っては失礼ですが、かんだ組織になっているということで認識をしたところでございます。

それで、ちょっと次の段階に入っていきますが、10年後の見通しを見たときに、今私が認識します町が関連する農地の貸借といいますか、それは制度的には3つほどあるのかなと、制度というか、法的なものも含めてですが、1つが農地中間管理事業、農地バンク、1つ目です。2つ目が利用権設定等の促進事業といいますか。あと3つ目が、俗に個人間で行われます農地法3条に基づく許可、これは当然農地を購入、貸借する場合は農業委員会等の許可を得なければならない農地法3条になろうかと思えます。それで、このような背景の中で、ちょっと私この質問に当たっていろいろ調べて、あえて産業課長に確認をさせていただきますが、この地域計画策定後は次のように変わるのかなと思って、3点ほど挙げます。1つ目が、利用権設定等促進事業については農地中間管理事業に一本化になるようです。それから2つ目として、農地利用等集積促進計画により利用権設定も行われると。それで、最後がちょっと大きいポイントなのですが、この農地バンク事業による農地の貸借では地域計画の目標地図に位置づけられた農地の受け手であることが何か要件になるというようにちょっと自分なりにいろいろ調べた中で感じたところでございます。

が、この件について産業課長のほうに事前をお願いしておりましたので、質問させていただきます。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） ご質問の件につきましては、議員がご発言されたとおりの内容でございます。少し説明させていただきますと、農地の利用権設定につきましては現在農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画、機構法に基づく農用地利用配分計画、農地法第3条により実施しております。これが令和5年4月1日の法改正によりまして、集積計画と配分計画が農用地利用集積等促進計画に一本化されることになっております。これによりまして、今後の利用権設定につきましては中間管理機構を通した農用地利用集積等促進計画、または農地法第3条により行うこととなります。ただし、地域計画が策定されるまで2年間ございますので、その2年間は経過措置として現行の農用地利用集積計画による契約が可能となっております。促進計画では、地域計画の目標地図に位置づけられた受け手に権利設定することになりますが、目標地図の作成においては当初から完成度の高い計画である必要はない、最終的な合意が得られない農地が出てくる場合もございますが、そういった場合は受け手を当てはめないことも可能でございます。策定後、随時調整しながら更新していくよう、国からもそういった指導が示されております。今後将来の地域農業の在り方を見据えながら、目標地図の作成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 今の答弁では、一定程度の修正的な対応は流れの中で対応できると、そのような答弁でありました。基本的には私は2年後につくったものが、それがもうがちがちの状態になって、それにのっとった計画でないともずいのかなどと思ってこの質問をさせていただきました。

それで、次に進める段階で、地域計画の策定の段階で私なりにちょっと調べたといえますか、感じたことを申し上げますと、やはり農業就業人口が減っているという事実があります。壇上でも申し上げましたが、担い手の高齢化は否定できないという中でも、実は毎年発行されております遊佐町の統計資料、頂きますが、あれを見ますと平成27年度、今から8年前ほどになりますか、その時点で平成22年度と比較して7割まで減少していると、そういうことがございました。ということは、今このように全て管理していただいておりますので、管理面や農業大規模化に伴う農機への投資などで負担増になっているということは否めないと思います。このような遊佐町の統計の事実を見ながら、実は去年山形大学の小沢互教授、去年度で退官なされましたが、その方の話を聞く機会がございました。これは町だけではなくて、庄内全体のことと同じような状況があると。平成22年度を100とした場合、10年後の令和12年には4割まで減って、20年後の2040年には平成24年の2割まで、約8割の方が減少になるというような、資料にありました。これを見ますと、ただ7割減ということも想定を小沢教授はしておりましたので、遊佐町と合致しているということで何か裏づけられたのかなと思います。そういうこともあって、やはりこの遊佐町の農業就業人口も減り続けるということは否めませんので、この辺は絶対念頭に置いた計画をつくるべきかなと思います。それで、もう一つその教授がおっしゃったのは、今の農業をこの状況で維持するには、2040年度の農業経営者は、平成27年を基準にすると3.5倍の重荷がこの農業経営者の肩に押しかかってくるのだということもおっしゃっておりました。なるほどなということでも聞いたところでございます。

それで、ここで産業課長のほうにちょっとお尋ねします。答弁では農地を誰が利用してどのようにまと

めるのかと、あとは地域農業をどのように維持していくのかと、それからそれらを基に地域が一体となって話し合うことが重要だというような町長の答弁あったようでございます。これに対してはやっぱり今申し上げたとおり、こんなことは想定したくございませんが、2040年にはもう8割が減ってしまうという現状も想定されます。そんなこともあって、やはり先ほど答弁で1地区を先行して今年やられるという答弁でもありました。あと10か月ほどしかないわけですが、やはりスピード感を持ってこのことについては対応していくべきかと思えます。この件について、産業課長、農業委員会の事務局長も兼任しているわけですが、所見を伺いたいと思えます。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 議員のほうからお示ししていただきましたそういったデータによりまして、大変遊佐町を取り巻く農業は厳しいということが将来にわたって予測できるということでございます。遊佐町においても、まず農業の担い手の中心である認定農業者数についてここで見てみますと、平成18年度が最も多く252経営体でございましたけれども、令和4年度末では144経営体まで減少しております。近いところで申し上げますと令和元年は177経営体で、平均年齢を見ますと57.4歳というところでありましたが、これが令和4年度で見てみますと144経営体、平均年齢は61.0歳と、経営体数は減少して、その反対に平均年齢が上がっているという現状になってございます。これまで町においても各種補助金等を活用しながら、関係団体と協力して新規就農支援、農業者支援を行ってきておりますけれども、前述のとおりの大変厳しい状況になってございます。また、これまでの人・農地プランにおいては経営体ごとに代表者の年齢、構成員数、さらに現状並びに5年後を見通した経営規模、数値などが示されておりますので、そういったものを使って目的に応じて4地区ごとを客観的に把握ができると考えてもおります。地域計画策定を進めるに当たっては、これから協議の場を持っていく中で、県、町、農地バンク、JA、土地改良区などそれぞれの関係機関が持つ計画等がございますので、必要な資料をそれぞれが持ち寄って、情報共有を行って進めていくこととなります。その策定に当たっては、町側としてはやはり農業者の方々にずっといつまでも元気で農業を続けて、その経営体を維持していただきたいという思いはございます。しかしながら、将来をきちんと見据えて、農地に限ったことでなく、地域計画でございましてから、例えば2地域の美しい景色を次世代にどうやって引き継いでいくか、また地域をどのように守っていくか、そういった話合いについて深めていくことが大切であると考えております。よって、そういった場において地域の方々が十分なそれぞれの考え、将来を見据えたそういった意見を出し合えるように、必要な情報をなるべく皆さんが理解しやすいような形で分かりやすいものをお示ししながら進めてまいらなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 課長としてのいろいろ決意的な内容も含めた答弁いただきました。基本的には先ほども若干答弁でも引用しましたが、本年度1地区を先行するという町長答弁もありましたので、その辺スピード感を持って対応していただければと思います。

それで次の、ここで最後にちょっとまとめて発言をさせていただきます。それで、そういう事業を取り組むということもいいのですが、やはり法人、それから個人にして一定の方に集中をして今後集積がされ

と思います。そうしますと、先ほど言ったとおり、2040年には平成22年の3.5倍がその方の重荷に、肩にのしかかってくるというようなことが教授の話によれば想定されるわけですので、そんな中で最近よく言われますスマート農業といえますか、そういうICTを活用したことも、直接は関係ないかもしれませんが、先ほど課長の答弁の中に各団体から持ち寄って進めたいというたしか発言もあったようでございます。そんな中で、私PRするわけではございませんが、ちょっと紹介を2つほどさせていただきます。今言ったとおり省力化や労働面をスマート的な農業で補うというようなことが、今現在遊佐町のほうで取り組んでいる事例があります。ちょっとまた自分の前職を申し上げますと、昭和60年代に吉出地区で圃場整備を始めたときに、大体その当時は日向川区域も始めて、100の30メートルの30アール区画が主流でありました。それで、そのような中、ちょうどスーパー農道の中吉出の対岸のほうになります、長さが200メートル、幅が60メートル、1.2ヘクタールを1枚にする圃場整備が提案になりまして、当時担当としてはできるわけがないでしょうというような認識でおったのですが、現在ではそれが主流になっているようになります。それで、もう一つは半自動給水栓ということで、出すときは人が行くのですが、止まるときは水位で感知して止まるという、そのようなものも取組をしたことがございます。それで、今土地改良区のほうの了解を得ましたので、ちょっと紹介しますと、大楯地区のほうでは人が行かなくても田んぼに給水ができるという、簡単に言えば全自動で水のかんがいができるということです。では、何でやるのかというと、皆さん全員が持っているスマホで何かアプリを登録するとできると。極論からいくと東京、沖縄にいても、田んぼは見えませんが、水の出し入れは可能だと言え、今それは可能ですよと担当の職員から言われたところです。それもやっぱり省力だけではなくて節水にも実質はつながるのだと思います。こういう先駆的な取組をやっている状況もあって、ここであんまり申し上げないかもしれませんが、6月に入りますと庄内支庁の産業経済部長並びに支庁長が見学に来れるという予定も入っているやに聞いております。そんな中で、やはりこういう取組をしているということをおつとこの場でPRさせていただきたいと思ます。

それで、ちょっと先ほどの課長の答弁の中で、農業委員会のサポートシステムのことを申し上げましたが、私もよくいろいろな業務の中でeMAFF農地ナビですか、最初のところは絵文字なのですが、これとか、あと農業委員会のほかのシステムもあろうかと思ます。県でもこれを使ってやってくださいということをおつている状況にあります。もう一つは、役場のほうでも地図情報等ありますが、これはかなり機密性があるようであまり表に出てきませんが、私の前職、土地改良区にも水土里情報というシステムがあります。今後調整を進める中ではやっぱり見える化、ゼロカーボン見える化という事業も昨年度やったわけですが、その所有者の方に可能な限り理解を高められるように情報提供する、可視化をするようなことも必要かなと思ます。そんな中で、先ほど課長の答弁か町長答弁か忘れましたが、各農業団体が情報を持ち寄って共有して進めたいということもありましたので、その辺ぜひともそのように進めていただきたいと思います。

それで、ここでもう一つ情報提供を申し上げますと、今野沢地区のほうで、令和5年度採択で排水路、用水路を改良する工事が始まります。というのは、排水路を埋めて地下排水にするという事業が今年採択になります。当然皆さんご存じのようにあの急傾斜ですので、かなり埋めるには土砂が必要になります。それでいろいろ伺っているとき、言っていいかということをおつたら、いいですよと言われたので。



実はその用土については、まさかと思ったのですが、昨年末に発生した鶴岡の西目の斎藤地区、山崩れあった、あそこを全部あの山削るのだそうで、そこから県が行う災害復旧、地滑り防止対策として無償で運んでいただくという取組をされているようでございます。ということは、町が10%負担をしなければならぬ事業ですので、こういう取組を土地改良区の理事を中心にやってもらうということは、逆に町の負担も減ることにつながることになるのかなと思います。ちょっと余計なことを紹介させていただきました。

それで、ちょっと最後のほうに取りまとめに入っていきたいと思います。私この質問を最後にしたのは、実は遊佐町議会でも令和3年度の政策提言の一つに農地の維持と後継者という項目がありました。これは、経過を申し上げれば各常任委員会の委員長の間で検討された中の一つであったわけですが、この当時から農業就業人口の低下、これはもう非常に関心を持っておりました。それで、現状を知るということと、人・農地プランに代わる地域計画に関係する情報もありましたので、実は去年の10月の21日の日に高橋信博さんという方にいろいろお願いをしまして、農業委員会の委員の皆さんと議会のほうで研修をした企画をしたところでございます。詳細については述べませんが、それでその際、高橋さんの発言を含めて脳裏に残っておりますのは、やはり遊佐町の職員に対する期待の言葉でありました。ちょっとメモしたものを読み上げますと、住民同士の話合いのコーディネーター役として期待されるのは市町村の職員であると。なぜならその地域に最後まで残るのは、その地域で生まれ育った市町村の職員であるから。当然人事異動もあるわけですので、その辺はちょっと私も分かりませんが、この方は非常に発言が厳しい方でございます。皆さん、議員の方とか農業委員の方も脳裏に残っているかもしれません。そんな中でやはり地域計画は、持続可能な遊佐町の農業と農地の所有権、今後の貸借の在り方に関しまして今後大きく影響するものと思われまます。今名簿を見ますと産業課農業振興係4名、それから農業委員会農地管理係3名の職員がいらっしゃいます。産業課長にはぜひ、1年目、1地区をやるという決意もございましたので、地域計画の策定に当たってはコーディネート役と責任者の立場でスピード感を持って対応をお願いしたいと。あえてここで一言産業課長のほうからお言葉をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 一定私の考え方ということで示させていただきました、議員のほうからもスピード感を持って、コーディネート役並びに責任者の立場でということでございます。まず、この言葉を肝に銘じて、産業課4名、農業委員会3名おります。また、農業委員会会長並びに副会長、あと委員の方々おりますので、そういった方々、あとこの計画を進めるに当たっての関係機関のそれぞれの立場の方々とも協力して、まずは今年度1地区、仕上がるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） どうもありがとうございました。今農業委員会の会長の名前も出ました。通告もしてありませんが、一言ここで佐藤農業委員会会長からもいただければなと思いますので、よろしく願いします。通告もしないですみませんが。

議長（土門治明君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） 大変厳しい現状であります。地域計画ということで、かなりまとめるのは難しいと思います。先ほど町長答弁と課長答弁ありましたけれども、やはり我が町には法人の団体があります。団体、大きな法人と農事組合法人もありますし、それから農協に出さない人もおります。その中でそれを求めるというのは非常に厳しいのでありますけれども、ただ目標地図ということで2年後作成はしていかなければならないと思います。その段階で、農業委員会のほうで総会のほうでは農業委員のほうに一応そういうことを話をしております。各自の考えを一度聞かせてくれということで、先月25日のほうには何でもいいから、各地区におりますので、その話をしてほしいということで、ではどうやったらいいのかということでもありますけれども、後継者とか人数とか、せめてそれぐらいは教えてほしいということで、例えば中山間地域のほうに聞きますと、数えてうちのほうは8人とか7人とか、遊佐地区も数名おるとか、高瀬のほうは若い人が私含めて2名とか、そういう結構後継者がいないというのが現状です。それにあわせて、このメンバーに全てをもう何年後やるというのは厳しい状況だと思えます。その中でまとめていく中では、どのようにしていくかという中で、多少例でありますけれども、北海道地区のほうの農業委員さんのほうでは全農業者にアンケートをやって、そのアンケートを実施した中でこれから進めていきたいというのがあります。この中で、その地区のほうは30%ぐらいは大きく規模拡大したいとか、20%ぐらいはやめるとか、あと任せるとかありますので、進めていく中で現状把握を最初にしたほうがいいのかと思っておりますし、焦らないで、2年後作成しましたけれども、果たしてその人をその地区でまとめた場合、どれぐらいの面積ができるのかってあります。ですから、目標地図としては確かに作成はしていけるとは思うのですが、地域計画よりも担い手の確保のほうが非常に重要なことだと思っております。ところが、先ほどの機械とか投資とかで結構収入は残るとは思いますが、大きくなればなるほど機械投資のほうに行くということで経営が厳しいということでもあります。例えば補助金に関しても20町歩超えたら6条とか、例えば若い人が30馬力のトラクターを3町歩で持ったとしまして、自分は将来3町歩から20町歩でやっていきたいと、そういうことで県のほうに申し込んだときに、そのときはあなたは3町歩しかないから34から37馬力のトラクターしか使えないとか、本人は20町歩を目標にしている大きいトラクターを買いたいってあるのですけれども、そこは補助金はくれないとか、いろんな今までの施行があったわけでありまして、ですから、目標に対しての機械を買うのではなくて、今現状のやつの機械でなければ県のほうでは補助金をくれないというのが今までの現状でした。ですから、これから、ばらまきとは言いませんけれども、ある程度緩和した補助金をあげなければやはり若手はやっていけない。農家に関しては、一番苦労するのがやっぱり草刈りです。例えば10町歩と30町歩の草刈りにしますとかなり、3.5倍も負担がかかります。ですから、その辺のことをもう少しやっぱりお願いするとか、補助金もらうまでにはかなり試行錯誤でありますし、いろんなマイナス面もありますけれども、将来的に考えるのであれば、ある程度国のほう、役所のほうもそうでありますけれども、これをくれる方式のほうは少しは進んでいくのかなと思っております。

それから、先ほど土地改良区のほうでありますけれども、菅原議員のほうは高瀬地区と言っていました。今年で償還金が終わるって言っていましたけれども、下流地区、私は下流地区ですけれども、下流地区は7年までまだ償還金があります。ですから、下流地区を除いたほかは今年で償還金終わりますけれども、まだ償還金があるということをお覚悟しておいてください。

それから、将来的に、今農地水あります。農地水に関しては、全地区のほうで年3回ですか、全集落で農家を離脱した人も農地水に加わって草刈りなんかしております。ですから、そういうような農地水関係とか生かして取り組んでいくのも一つの方法でありますし、取りあえずは地域計画は地道にやって、私は焦らずにやっていこうと思っておりますし、ただそれに加えて担当化してアンケートを取って後継者の、長男とか帰ってくるような方向のほうはまだいいのではないかなと思っております。ですから、自分のうちの後継者が都会のほうに今いるのだけれども、農家はといった場合、やる気があれば声かけてもらって、無理にして連れてきても、様々あると思いますので、そうした場合をアンケートの中でも何とか増やしていけるような、試行錯誤しながら、農業関係、それから役所関係、それをどういうふうにしたらいいかというアンケートの中で進めていったらいいのではないかなと思っておりますので、まずは地域の情報を活用して、それを得て、来た人に一応また対応していくのが一番いいのかなと思っております。もう2年後でありますけれども、私としては情報を得て、少しでも把握して進めていきたいと思っております。

以上であります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） ありがとうございます。情報を得て対応していきたいという最後のお言葉がありました。基本的に先ほど言った高橋さんの講話でもやはり、彼は藤井地区のほうにも何回となく立ち入った方でもございます。やはり話合いの中で情報を得て、それについて対応していくということは当時話をいただいたところでございました。

そんな中でやはり、最後の一言になりますが、遊佐町の農業、よく鳥海山の風景と一緒にされますが、鳥海山だけではなく田園の風景、これも一体となって遊佐町の風景と評価される方々が多くございます。まず、遊佐町の農業、さっき言った3.5倍の重荷を受けながら、将来に向かって持続していくには非常にいろいろな紆余曲折もあろうかと思えます。そんな中で、今農業委員会の会長からいただいた答弁のほかに、農協、それから土地改良区等を含めて農業団体一体となって進めていただければなど、そう考えまして、ことを述べまして私の質問を終わります。

以上です。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 私のほうからも一般質問をさせていただきます。

1つ目、中学校におけるエシカル消費推進取組授業の提案でございます。教育現場でエシカル消費の推進授業の取組により力を入れることは、将来の持続可能な社会の実現につながる重要なポイントではないでしょうか。政府は、2030年までに持続可能な開発目標を達成するため、エシカル消費を含む消費者啓発や関連する取組を進めることを目指しています。遊佐町も主体的な取組の一つとして中学校教育にフォーカスした際、通常実施されている座学式授業に加え、課外授業や課題研究発表、討論形式授業をプラスすることで、自ら考え、知恵を出し合い、協力し合い、行動できる未来のリーダー的人材を育てていく中学校教育はとても大切なことだと考えます。ご所見をお伺いいたします。

2つ目の質問をさせていただきます。我が町の50代以上の町民の方々対象の帯状疱疹ワクチン補助制度導入の提案の件でございます。帯状疱疹は、水疱ウイルスが再活性化し発生する疾患でございまして、50歳

を過ぎると発症しやすく、痛みや神経障害などの強い副作用が出る重度の後遺症を残すこともございます。また、高齢者の場合、帯状疱疹による合併症が長引く慢性的な症状を残すことがございまして、このような後遺症や合併症にかかるリスクを減らすためにもワクチン接種を推進することは、町民皆様の任意ではございますが、受ける、受けないの選択肢がある町であってほしいと考えます。このような制度を導入することによって町全体の健康水準が向上し、医療費の削減につながり、地域住民の医療負担の軽減にもつながっていくと考えられます。健康で活力ある町を目指すために提案させていただきたいと思い、今回一般質問させていただきます。よろしくご答弁お願いします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から答弁をさせていただきます。

中学校におけるエシカル消費構想等の取組等についての提案をいただいたと思っています。エシカル消費につきましては、SDGsが唱えられている以前から学校現場では学ばれております。小学校でも様々な教科でいわゆる地産地消やエコマーク、フェアトレード等について学んでおりますし、中学校の家庭科では消費者教育の一環として、より具体的に学んでいるところでもあります。現在遊佐町の小中学校の授業では、従来型の一方的な享受型授業だけではなく、必要に応じて様々な学習形態が日常的に授業の中に取り入れられております。特に中学校ではここ数年間、山形大学から講師の先生をお呼びして助言をいただきながら、継続して学び合いという授業スタイルをつくり上げてきているようでありまして。ほぼ全ての教科で、全ての授業で生徒間の対話を中心とした授業が進められております。また、GIGAスクール構想のおかげでICTの活用も一気に進み、時にはタブレット端末を使用しているプレゼンテーションや学校外から講師を招いての学習等、学習内容や進め方についても多種多様な活動が取り組まれております。加えて、中学校では今年度より学校教育目標、生徒会のスローガンのいずれにも持続可能という言葉を取り入れ、2030年度を活動ゴールとしての学校教育活動の取組に取り組んでおります。つまり授業だけではなく、生徒会活動もまた含めた全ての教育活動を通じて、持続可能という視点を大切にして取組をスタートしたというところでもあります。エシカル消費、いわゆる持続可能な開発目標、SDGsを達成するためという形でいけば、つくる責任、つかう責任という言葉が思い出されますが、一つのコンテンツではありますが、子供たちが数多く取り組む中からそれらを選び取り、自らの意思で取組を続けていくことが大切なことであると思っております。そのためには自分事として捉え、当事者意識を持つことが何よりも大切なことと理解をしております。

また、社会教育の分野においては少年議会がありますが、これまでも少年議会の政策、活動は少年議員自らの検討で決定してきました。このように大人の意向で政策を決め活動するものではなく、少年議員自らが意思決定することによって持続可能な活動をすることができ、少年議会の活動を通して生徒が大変大きく成長できているものと考えております。なお、今年度の少年議会では、エシカル消費推進について学びたいとなれば、その研修会の実現に向けて協力していきたいと考えております。子供たちの自由な取組を阻害しないためにも、上位目標を子供たちと一緒にやっていくということは大切なことだと思います。持続可能という上位目標を大切に、子供たちの思いを生かして、当事者意識や自らの意思決定を育んでいくことが賢明ではないかと考えております。

2つ目の質問でありました、これも提案でありました。50代以上の町民への帯状疱疹のワクチンの接種

について、補助についてはというお話でございます。帯状疱疹については、多くの方が子供のときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で発症する疾患であると理解しております。ウイルス神経症に潜んでいるため、ストレスや過労、病気、加齢、免疫力が低下した際に再び活性化して帯状疱疹を発症するとされております。発症すると水膨れを伴う発疹が皮膚に分布している神経に沿って帯状に出現し、かゆみや痛みを感じるようになっております。そして、皮膚症状が治った後も50歳以上の約2割の方に帯状疱疹後神経痛と呼ばれる長い痛みが続くこともあると伺っております。加えて、日本では80歳まで約3人に1人が経験すると推定されております。発症を予防するためにはバランスの取れた食事、食べ物や睡眠など、日頃から免疫力を低下させないよう体調管理もしっかりと心がけ、帯状疱疹が発症しないように生活することが重要だと言われております。

さて、帯状疱疹ワクチン接種につきましては、2017年に50歳以上を対象としてFDA、アメリカ食品医薬局により承認され、日本では2020年度より接種可能となっております。現在帯状疱疹の予防接種につきましては任意接種に位置づけられており、国の厚生科学審議会、予防接種・ワクチン分科会において、帯状疱疹の定期接種に関して期待される効果や導入年齢、費用対効果の観点などから議論が継続して行われているところと伺っております。一部自治体では、任意接種として費用助成を行っているところもございますが、本町といたしましては国の定期予防接種化に向けた動き、動向に注意しながら、近隣市町と地区医師会のご意見を賜りながら検討してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） ご答弁ありがとうございました。

まず最初に、先日、飽海遊佐女子駅伝チームが稲川、藤崎地区を走りまして優勝いたしました。私は拝見していて、この遊佐中学校の女子チームの練習量、ここに来るまでどんなに練習したのだろうということを見ると、私は足が遅いもので、とても尊敬する思いで見えておりました。

質問に戻りますが、エシカル教育とは倫理的、道徳的価値観に基づいた持続可能な社会を目指すための教育でございます。商品の生産から消費に至るまでの過程で人や環境に対する配慮が必要であることを学ぶことが中心となっております。例えばエシカル教育の一つのテーマとしてフェアトレードがございます。フェアトレードは、開発途上国の小規模農家さんや生産者さんに公平な価格で、または適正な条件で取引を行うことございまして、開発途上国の経済的発展を促進することを目的とした取組でございます。エシカル教育では、フェアトレードに関する知識を学ぶことで、消費者が商品を選ぶ際に生産者の立場や環境に対する影響を考慮することができるようになります。また、もう一つの例としてはリサイクルがございます。このようにエシカル教育については、私たち大人も学ぶべき点があると思っております。我が遊佐中学校では、既に授業を取り入れているということでとても安心いたしました。プラス、この授業の仕方も座学形式ではなく対話式、ディスカッション形式、おのおのの考えを発表する形式も取り入れていらっしゃるかと今お聞きしました。重ねてお聞きいたします。教育課長にお聞きします。今回のエシカル消費教育についての教育課長のご所見もお願いいたします。

議長（土門治明君） 鳥海教育課長。

教育委員会教育課長（鳥海広行君） まず、エシカル消費教育ということでの質問、私の所見というこ

とでございましたけれども、まず今回のエシカル消費という言葉については私自身、恥ずかしながら今まで全く知りませんでした。今回の一般質問をきっかけにいろいろなと勉強させていただきました、いろいろ知ることができました。どうもありがとうございます。

まず、エシカル消費教育ということで、今中学校では普通に討論とか対話を中心にしながら授業を進めているところでございます。現在、先ほどの壇上の答弁でも申し上げましたように、中学校ではこれまで学び合いという授業のスタイルをつくり上げてきておりまして、ほぼ全ての教科、全ての授業で生徒間の対話を中心とした授業が進められております。また、自分自身で課題を見つけて、その解決に向けて情報の収集、整理、分析を行って、それをほかの人たちと意見交換、あと討論、協力しながら進めていくという、いわゆる探求型学習と言われる学習にも取り組んでいるようです。つまり自己決定することとほかの人たちと対話することに重点を置かれた教育がなされているものと理解しております。まず、子供たちにとって自分で問題を解決できる力を身につけて、ほかの人たちとコミュニケーションを大切にしながら、それがよく言われる生きる力につながっていくものであるというふうに考えております。エシカル教育もその一環として、子供たちの中で討論されているということでございます。

まず、以上です。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 国からこういうことを学ばせてくださいと各自治体に教科書となって下りてくるわけですが、その教科書は全国どこでも皆平等な上に、そこで各町や村の、そこにエッセンスや思いが入って教育というものが成り立ち、子供たちは日々そのカリキュラムに沿って学んでいき、成長していつているものと思います。今教育課長のご答弁にもございましたように、私も今回初めてエシカル教育について勉強させていただきました。少しでも町の子供たちがどんなことを勉強しているのかをこの議場から発信できたらいいなという思いで今回はこれを課題として取り組ませていただいております。

ここで教育長にご質問です。教育長としてもエシカル教育について現場で見聞きなさっていると思うのですが、ご所見のほうお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） エシカル教育、エシカル消費ということについてでございますが、私も中学校の現場にいたときに、もう既にエシカル消費教育というのは行われていたということは承知しておりました。それで、このエシカル教育が今後、これまでもこれからも継続的に取り組んでいくということは大変大切なことだというふうに考えております。中学校の学校教育目標、小学校の統合と、そしてまた中学校の統合31年目の新たなスタートとして、鳥海の高きに向かい、持続可能な未来を担う生徒の育成ということ。そして、スローガンで2030年度を達成目標として、複眼思考で作り出そう、誰一人取り残さない、持続可能な遊佐中ということで、先ほど町長の答弁にもございましたが、このようなことで4月からまた新たなスタートをしております。全てはこの教育目標またはスローガン達成のために、様々なところで子供たち、そして教職員が一丸となってこの目標達成のために教育活動が展開されているものというふうに承知をしております。SDGsの目標、17個あるうちの12番目、つくる責任、つかう責任というのがございますけれども、子供たちは日々主体的、対話的で深い学びということを教師と共に進めております。中学校では教科横断的に教育活動全体を通して、このエシカル消費も踏まえて日々学んでいるところでございま

す。今年度経営訪問に伺ったところ、対話と自己決定ということを重点に、非常に重きを置いて実践していきたいと、生徒を育てていきたいということでした。まだ2か月しかたっていないので、この1年間で対話と自己決定というこれを通して子供たちが成長することを見守っていきたいというふうに思っております。よくこのような言葉もございます。シンク・グローバル、アクト・ローカリーということもございます。これからの国際社会で生きていく生徒の感性を養うと同時に行動は足元からと、自分のできることからと。当事者意識を持って自分事として捉え、実践できる児童生徒をこれからもこのような視点から育てていきたいというふうに思っております。

以前家庭科の先生にエシカルという言葉聞いたときに、この頭文字にいろいろ思いが込められているのだということでした。エシカルのエは選ぶと、エシカルのシは幸せづくりのために、エシカルのカは買物をするときは、エシカルのルはルール無視の製品は買わないようにしようという、そういうエシカル商品のことを、子供たちにこういうキーワードを提示しながら探究型の学習を進めていこうということでした。これからもエシカル教育、エシカル消費につきましては継続的に取り組んでいきたいということを中学校とも確認をしております。ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長（土門治明君） 6番、松永裕美議員の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

休

憩

議 長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議 長（土門治明君） 6番、松永裕美議員への再質問を保留しておりますので、6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 午前中答弁いただきましたとおり、エシカル教育は社会において重要な役割を担っておりますし、我が遊佐中学校においても一環として取り入れられているということを確認できました。なお、座学式だけではなく、いろんなディスカッション方式だったり、これからはディベートにも力をつけ、いろんなところで自分の意見を言って、そして自分事として考える子供たちが、教育が向上することによって遊佐町で育ってほしいと私は常に思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。2問目の带状疱疹ワクチンの接種の補助の件でございます。带状疱疹の痛みやつらさは、実はこの中にも何人かなったことがある方がいらっしゃったり、家族の方がなったことがある方がいらっしゃったりとか、最近よく耳にします。带状疱疹というものは、やはりとても怖い病気であるということに加え、その後の後遺症で悩んでいらっしゃる方も多いということです。こちらの带状疱疹ワクチンを50歳以上の方へ何とか健康福祉課さんのほうで補助できないかなという提案には重要なメリットが3つございました。まず1つ目は、健康的な生活への貢献ということで、带状疱疹は一度発症すると治療にも時間を要しますし、後遺症も残る病気でございますし、50歳以上の方は免疫力が低下するため罹患リスクが高く、発症後の生活が制限されることもございます。予防接種によってこの病気を未然に防ぐことで健康的な暮らしを送ることができます。2つ目は、健康保険費用の削減でございま

す。带状疱疹の治療費は大きく、後遺症による医療費もまたかさみ、必要になる場合がございます。予防接種によって罹患リスクを低下させることができるため、医療費を削減し、健康保険費を節約することもできます。3つ目は、地域における生産性の向上においてですが、罹患者が増えると治療のため仕事を休むことが必要になってしまいます。例えばこの議会でも病気で休むということが、1人でも欠ければ議会運営が大変難しくなってくることも私たちは日々実感しております。予防接種によって罹患率を低下させることで地域の生産性が向上することが期待されます。この3つのことを鑑みますと、今山形県では村山市さんだけがこの事業に最初に手を挙げて取り組んでいらっしゃるようですが、この前酒田市さんのほうでも市議会のほうで、私拝聴しましたら、この件について取り上げられておりました。村山市さんのほうは、どうしてこの補助のほうに踏み込んでいかれたのですかということを担当の方に直接お伺いしましたら、やはりどちらかというと医師会さんのほうでこれは大事なことなのということで、会議のときに話が上がったという経緯があるとお聞きしました。我が町は酒田市さんと、また周り市町村、そして遊佐だけではできないことがたくさんございますし、医師会さんのやはり会議でこれ大事だよ、これから進めなければねとなったときに、遊佐町も議会で話題になったのだよということで私は一押しさせていただければなと思い今回提案させていただきました。

再質問でございますが、健康福祉課長のほうにお伺いしたいのは、病気のことを怖いとか、恐ろしい病気だと带状疱疹について話してきましたけれども、逆に我が町で病気にならず、医療費を使わず1年間健康に暮らした方に何かお祝い品といたしますか、そういう制度はあるのでございますでしょうか。そして、3年ぐらい、あるとして、私もちょっと調べたぐらいにして、全然はっきりとデータは分からないのですが、この3年間で病院にかからなかったというすばらしい町民の方というのは大体何人ぐらいいらっしゃるのか、人数だけお答え願えますでしょうか。

議長（土門治明君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えします。

遊佐町の健康保険の被保険者を対象にしたものでございますが、国民健康保険無受診世帯のほうに表彰という形のものを取らせていただいております。こちらは、昭和32年より実施しております、町の国民健康保険表彰規則に基づいて実施しているものでございます。対象となる条件といたしましては、主なものとして12か月間保険給付を受けていない世帯、町が実施します特定健診などを受診されている世帯という形になってございます。健診についての条件につきましては、やはり健診を受けずに大病の発見が遅れた場合というのは医療費が多額となるということを考慮しまして、令和元年より要件として追加をさせていただいたところでございます。また、あくまで表彰は世帯単位となりますけれども、表彰の対象となった世帯につきましては5,000円の商品券という形で贈呈をさせていただいております。実績でございますけれども、令和4年度につきましては世帯で、あくまで対象世帯でございますので、37世帯、令和3年度につきまして42世帯、令和2年度につきましては27世帯となっております。また、年度ではございますが、診療年度を基準としておりますので、前年度の診療の年度のものを基準として評価をさせていただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。



6 番（松永裕美君） 適切で正確なご答弁ありがとうございました。私は、やはり今回感じましたのが、このように病院にかかっていない、健康だ、もしくは、もしかしたら逆に健康をちょっと損ねているけれども、病院にかかれていないのかなとか、いろんな要素あると思うのですが、やはり我が町が健康を大事にする町、そして環境を大事にする町、教育を大事にする町、この3つのKでこれからもどんどん進んでいっていただければなと思ひ、こちらの提案をさせていただきました。やはり昭和32年から続いている政策というのはなかなかないと思ひます。政策は、新しく時代に合わせ変わったり、提案されたり、また色を変えたり、そこの中で長く続いている政策も、小さな政策であっても大事にしていきたいなと私も考えておりますし、ただ健康で、家族みんなめでたいよというその数字が全てそれなのか、もしくはまた違う意味で、皆さんお考えのようにいろんな家庭があるので、そこは私たち、こういうお仕事をしている中で情報をできるだけ連携して、健康で病院にかかっていないのか、それとも何かちょっと問題があつてとか、いろんなことを考えながら政策を継続させていければと思ひております。この政策については、私はとてもこれからも続けていっていただければなと思ひております。

帯状疱疹ワクチンをもし50歳から接種することになったよというときには、もちろん酒田市さんとも一緒だと思ひますのでけれども、スキームをつくるときには、ぜひ近いうちに、何かの会議のときに遊佐町もちょっとそこも考えているというようにして前向きにやっていただければなと思ひております。私からの質問は以上なのですが、これに関して時田町長からご所見いただいて、私からの質問は終わらせていただきます。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） エシカル教育と学校の子育てという意味での質問については、本当にそれぞれの町がそれぞれの地域で、特に今こども家庭庁ができたわけですから、なかなか情報が今まだまだ浸透してきていないという現状がある中、やっぱり町としてもできれば、この間私は子ども・子育て応援団という中央の組織にプレゼンをしてくれという形で日本教育会館、お邪魔して話をさせていただきましたが、逆に言うとそういうプラットフォームに我が町も参画をして、そしてやっぱりちょうどその会のときにこども家庭庁の初代の渡辺長官からいろいろ質問、ご意見等、講演もあつたわけですから、そういう情報をしっかり町としても得れるチャンスがあればありがたいなと、そんな思いもしてきましたので、町は関係自治体会議という形では参加していますが、こども家庭庁、新たな省庁ができた中での子育てに取り組むところのプラットフォーム、一つ新しいお誘いがあれば、できれば参加することもやぶさかではないのかなと思ひております。

また、帯状疱疹の件につきましてはなかなか病院でも、あれ麻酔科ですか、麻酔科の担当というのでしょうか。ただ、遊佐病院の佐藤裕先生が非常にその辺はこのエリアでいくと、東北大にまで教えに行っているという状況を伺っていますので、それらとやっぱり地元の医師会とご提言いただきながら、議論しながら進めていければいいのかなと思ひております。提案ありがとうございました。

議 長（土門治明君） これにて6番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） それでは、私のほうからも第566回定例会一般質問をさせていただきます。

皆様は、通いの場というところを思い出すでしょうか。厚生労働省では、地域の住民同士が気軽

に集い、一緒に活動内容を企画し、触れ合いを通して生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げる場所です。地域の介護予防の拠点となる場所でもありますと説明しております。全国的に高齢者とは65歳以上の方をいうそうですが、我が町では令和10年頃を迎えますと、人口の約50%近くが65歳以上となります。2022年の統計を見ても、在宅高齢者、65歳以上の方で寝たきりの方が204名、75歳以上の寝たきりの方が184名となっていて、介護の重要性がうかがえます。平成26年度から我が町でも町が抱えている課題解決のために始めたいいきいき百歳体操が開催されるようになりました。区長会をはじめ地域包括支援センター、社会福祉協議会などのサポートにより9年目に入り、参加する皆さんからも、こういう場がありよかったですとの声も上がっております。また、西遊佐地区ではまちセンカフェなどにも取り組んでおり、各地域、通いの場が活発に行われるようになってきました。しかし、その一方で参加者の高齢化も進み、だんだんと思うように通いの場まで来ることができない人、例えば高齢で免許返納をしたり、歩くことが困難になってきたりと、そういう人たちが出てきております。今後さらに通いたければ通えない人が増える傾向にあります。通いの場は、健康維持や介護予防の場だけではなく、人との交流を持って生きがいを見つけたり、増やしたりする場所でもあります。今後重要度を増す場所でもあることから、課題や問題点も増えてくると思われます。さらに高齢化が進み、通いの場への通い方が大きな課題となっていくこととされますので、町として今後通いの場への通い方をどう考えているのか伺い、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、566回定例会、3番目の質問者であります那須正幸議員に答弁をさせていただきます。

高齢者の通いの場の通い方への支援等という質問でありました。遊佐町の総人口に対する65歳以上の割合、いわゆる高齢化率は令和5年4月1日で43.3%と年々上昇していることでは皆様ご存じのこととおもっております。

まず初めに、通いの場の概要を申し上げますと、本町では平成26年度より元気な高齢者も要介護状態の高齢者も生きがいや役割を持って生活できる場を目標とし、目指して、いきいき百歳体操を中心として住民主体の通いの場支援を行ってまいりました。立ち上げからおよそ10年となっております。高齢化により参加者が減少した、休止したところもあれば、リーダーが世代交代して継続しているところもあります。令和5年4月1日現在、週1回以上実施している通いの場は40か所、参加人数は440人となっております。また、地域支え合い体制事業としての高齢者の居場所づくりを目標とした老人クラブ連合会等の活性化を目指した拠点づくりには、老人クラブの活動要件を満たしていただきながら、1集落、地域の施設と集落公民館等の支援には100万円を上限に支援制度等を整えてきております。通いの場は、集落公民館などの身近な範囲の会場を想定しておりますが、地域によっては会場が遠い場合があり、移動に困難を感じている方などがいると伺っております。地域における会場の偏在を解消するためには、同集落内に協力できる方がいれば隣人同士支え合って個人宅を会場に、数人を集めて実施することも可能でありますし、お互いに助け合い、移動支援を協力していただくことも考えられております。誰でも参加可能な通いの場ですが、住民主体の自主的な介護予防の活動ですので、安全、安心な運営が望まれているところであります。そのため、歩行が困難な方や健康に不安を抱える方等については、介護保険事業として実施している介護予防

通所サービスの利用等の検討も考えていかなければならないと思われま。そして、町では今年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業をスタートさせようと、そして高齢者のフレイル予防と通いの場の長期継続を目的に内容の充実を図っていく予定であります。誰もが毎年、年を重ね高齢者となっていくわけですので、町としては高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう高齢者自身の能力を最大限生かし、要介護状態になることを予防するための仕組みづくりに向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、参加者の高齢化が進み、思うように通いの場まで来ることができない人が出てきている通いの場への通い方への支援はという質問でありましたが、高齢者の移動支援についてお答えいたします。山形県警察本部交通部運転免許課による令和4年12月末の運転免許保有者状況によりますと、遊佐町の運転免許保有者数9,296名のうち65歳以上に当たる方の免許保有者数は3,727名で、保有率にしますと全体の40.1%、75歳以上になりますと免許保有者数は1,341名で、保有率にしますと全体数の14.4%と減少はしておりますが、これは山形県内において3番目に高い免許保有者率となっております。高齢になってもいかに自動車での移動が必要なものであるかということがこの数字によってお分かりになるのではないかと考えております。一方、高齢者の方の免許自主返納者数も年々増加しており、地域内外への様々な移動支援サービスに期待する役割も今後増すことが予想されていますが、しかしながら移動支援のため運転手不足など、思いも寄らない担い手不足が心配される現状もあります。移動支援の事業としては、遊佐町では運転免許証を所有しない満65歳以上の方を対象にタクシー券をお一人36枚、全てを使い切った方には、1年1回ではありますが、1回に限りましてさらに16枚、計52枚の追加交付をいたしております福祉タクシー事業を実施しておりますが、また民間タクシーにおいては乗合タクシーなどを実施していただいております。遊佐町と酒田市間の移動支援サービスを実施しているところであります。

通いの場への通い方への支援につきましては、説明いたしました福祉タクシー等を利用した移動支援というものとは別に、少しの距離であっても移動支援してほしいとか見守りが必要な方の移動支援をしてほしいなどの多様なニーズに応えられるよう、移動支援が求められているものと考えております。現在計画画中である第8次介護保険事業計画策定時に、ニーズ調査において地域の活動に参加したいと考える高齢者の方々が調査全体数の50.7%、また高齢者のお世話役として参加したいと考える高齢者の方が31.2%もいらっしやいました。この結果から、地域において移動支援サービスなどの生活支援の担い手となる介護ボランティアを発掘し、担い手不足を解消していきたいと考えております。また、介護保険制度では町が実施する住民主体による運動や体操教室、通いの場などと一体的に行われる訪問型サービスDという移動支援サービスがあります。現在遊佐町では、訪問型サービスDは実施しておりませんが、移動支援サービスを考えていくと訪問型サービスDの実施を含め、地域の皆様と協議及び検討できればと考えております。移動支援サービスの構築のみを目的にするのではなく、高齢者の方がいかに住み慣れた地域の中で健康で生き生きとした自立した生活が続けられるかということを視点とし、様々な方策を検討していきたいと考えております。

介護保険制度上の訪問型サービスDについては、詳細について担当の課長から説明いたさせます。

以上であります。

議長（土門治明君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） それでは、私のほうから訪問型サービスDについてご説明をさせていただきます。

訪問型サービスDは、介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援と定義されております。介護予防・生活支援サービス事業とは、要支援認定を受けた方や基本チェックリスト該当者、いわゆる体の機能が衰え始めてきた方々を対象にした家事手伝いなどの訪問型サービスや住民主体による運動や体操教室などの通所型サービスのことをいいます。これらの通所型サービスを利用する際の移動支援サービスとなります。地域の住民や自治会、NPOなどが実施主体となり、地域の移動ニーズに合わせたサービス内容を決定し、市町村から補助を受けて運営するサービスとなっております。他の移動支援サービスとは違い、訪問型サービスDにつきましては介護保険制度におけるものとなりますので、利用対象者が先ほど申し上げました要支援認定を受けた方、基本チェックリスト該当者に限られますが、事業といたしましては要支援者など以外を含めた一体的な実施を行うことも可能となっております。利用者の半分以上が要支援者や基本チェックリストの該当者であれば、運営全体に補助を受けることが可能となります。また、半数に達しなくても、部分的に補助を受けることが可能となっております。通いの場への通い方として訪問型サービスDの実施が可能かどうか、各機関と協議をしながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） ただいま町長のほうからご説明をいただき、また課長のほうからも、訪問型サービスDのご説明もいただきました。町長からは、やはり今から課題にのっとして、先を見ていろいろなご提案をいただいたことに感謝をいたしたいと思っております。遊佐町の高齢者の免許保有率、これがやはり思ったよりも多くて、65歳以上が40%以上、また75歳以上が14%以上ということでありました。私もいろいろと令和元年のときに12月定例会でこの百歳体操を初めて質問させていただきました。ちょうどその頃は各地域で盛んな頃でありまして、コロナ禍になる前でありましたので、かなり多くの方々が利用されておりまして、本当に500名くらいの方々が利用していたかなと思っております。3年くらい前にコロナ禍に入りまして、やはり集まることがなかなかできなくなってきて、通いの場を利用される方々の楽しみが少し薄らいでしまってストレスを感じた方々もいらっしゃるのかなと思ひまして、今回さらに高齢化によりましてそういった通いの場が薄くなると困るなと思ひまして、課長のほうにお話をかけさせていただきました。全員でそういった課題を共有できたらいいかなと思ひまして一般質問をさせていただいたところでありました。

いろいろ調べてみますと2020年の、こちらは空き家バンクに関することということで、その中の移動手段という資料がありました。こちらは多分ホームページにも載っておりますが、その中で遊佐町の主な移動手段についてという文章があります。少し読まさせていただきます。遊佐町に住むほとんどの人は自動車を所有しており、通勤、買物等、日常的に車を利用しています。車がなくても生活はできますが、行動範囲が限られます。特に冬は、自転車や徒歩でも出歩くのが厳しい日があります。医療機関へかかる際や家電などの大きな買物がある際は、公共交通機関だけでは難しいため、車があったほうが便利かと思ひますというふうな文章です。とても見る方にとっては優しい文章かなと私は思ひまして、ぜひここでちょっ

と紹介をしたいなと思ひまして読まさせていただきました。やはり皆さんもご承知のとおり、この遊佐町というのはとても広い範囲であります。その範囲の中で、やはり移動の際にはどうしても車が必要になってきます。各家庭に、各世帯に若い方々がいらっしゃれば、高齢者の方々が車がなくても、買物やいろいろなお出かけはできるわけなのですけれども、今高齢者世帯が遊佐町もだんだん、だんだんやはりこれから増えていく傾向にあります。そんな中で、通いの場へ通う方々のまた足もやはりだんだん、だんだん少なくなっていくのかなという実情がありまして、また町のほうでも、今町長のお話ではできる範囲の実施計画をつくっていきたいというお話がありましたので、ぜひ今後の課題としてご検討いただければと思っております。

元年の12月に私が百歳体操のお話をさせていただきまして、その中で、元年までの百歳体操をやった中で介護予防に関して成果はあったのかどうかというお話も伺いましたところ、当時の課長、中川課長だったかと思いますが、中川課長はそういった成果はなかなかまだ出ていないが、これからそういった3大成果といいましょうか、体にいいこととかいろいろな成果が出てくると思うので、これから期待をしたいところでありましてというお話を伺いました。コロナ禍の中でもありましたけれども、そういった形で百歳体操を行ってきた地域もございました。改めて、元年から3年、4年たったわけでありましてけれども、その介護予防に関しての目に見える成果というのはなかなか難しいのかなと思うのですけれども、健康福祉課に寄せられた情報とかいろいろなもので、そういった百歳体操の成果というものはあったものかどうかちょっとお聞きしたいので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） まず、地域支え合い体制づくり事業によって地域に老人クラブ活動が減少なかなかなかったと、遊佐町は。そして、実は令和4年度、老人クラブ連合会の遊佐町の会長が厚生労働大臣表彰を受賞いたしました。その方は、吹浦の西楯の富樫榮吉会長でありました。どういう形なのでしょうねと言ったら、老人クラブがどんどん、どんどん日本では減っているのだけれども、山形県の中でも遊佐町だけは非常に粘り強く老人活動が続けられているという報告を、富樫会長が全国の厚労大臣表彰をいただいてきた後の報告で伺ったときに、やっぱり地域として、町としてそういう活動をしっかり支えてきた、それがやっぱり、今まで遊佐町の老人クラブの会長さんが厚生労働大臣表彰なんていただいたことないのです。初めてなのです。そういう形でその代表が厚労大臣表彰をいただいたということ、やっぱり評価していただいたことだと思っておりますので、うれしかったことが思い出されております。百歳体操等、コロナ禍で非常に地域としては苦渋の決断というのですか、なかなか集まらないということもあったように伺いますが、それぞれ集落で今まで2回やったやつをマスクしながら1回にやろうよねとか、それぞれの地域でやっぱり自発的に地域の集落の公民館を活用しながらやっていたら、それについては私は非常にいい活動であるなと思っておりますので、まさに自主的な活動の積み重ねはこれからも町にとってはなくてはならないものという認識の下に、成果は上がってきているものだと思っております。

以上であります。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2 番（那須正幸君） 今町長からもお話があったとおりであります。やはり今までそういった形で百歳体操が続いてきたのは、町でもかなり手厚い支援があったからと私も自負しております。やはりそういつ

た支援がなければ、皆さんもなかなかそういった機会を得られなかったのかなと思っておりますので、やってきたことは間違いはないと私も思っております。やはりその中でも、そういった形で先ほど町長からも福祉タクシー券のお話がありました。実は1週間くらい前に吹浦地区のグラウンドゴルフ大会がありまして、私もそこに参加させていただいているのですけれども、やはり足のない方はタクシーを使って遊ぼうとまでお越しいただく方もいらっしゃいました。よくタクシー券のお話で伺うのが、例えば百歳体操とか、そういったところに行くと、往復で1,000円はかからないわのというお話をよく伺います。やはり高齢になった方々の、年金生活の方々もいらっしゃると思いますが、そういった中で例えば1か月に4回となるとやっぱり四、五千円はかかる交通費となるのかなと、そういったところでも負担になっていくところもあるのかなと思っておりますけれども、そこはそこで、やはり楽しいことを自ら求めて来られる方々は、お金のことでないのだよという話も伺っておりますので、来ていただいて一緒にプレーをしていただいて、またいろいろな楽しいお話をしながら、最後には今日は面白かったけのというふうに帰っていただくことが何よりだと私も思っておりますので、そこはそこなのですけれども、やはり自分の収入には限りがありますので、福祉タクシー券を頂いても、なかなかお金がかかるということで使えない方々もいらっしゃると思っておりますが、先ほどの町長のお話で、1回限りだけれども、追加で16枚あるのだよというお話がありました。12枚ではなかったのでしょうかと思って、その辺課長のほうにちょっとお聞きしますが、確認のためお願いします。

議長（土門治明君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 令和5年度から、昨年度まで12枚の追加交付だったものを16枚と強化をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） これもまた取組としてはとてもありがたいなと思っております。タクシー券の増量ということでご利用いただく方々が、利用していただく方々も結構いらっしゃいまして、やはり足りないという方々もいらっしゃいます。そんなところで増量ということは、私としてはとてもありがたいなと思いたしましたので、今確認をさせていただいて、今年度16枚というお話でしたので、ぜひまたご利用される方々にはご利用していただきたいなと思っております。

また戻りますが、介護のサービスDという形で先ほど課長からもお話がありましたが、こちらはボランティアを集めるというお話が中にもありました。どういった形で訪問型サービスDという形を持っていくのか、ちょっともう少し簡単にご説明いただければありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） 訪問型サービスDにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、住民主体の運動ですとか体操する場への通所という形での移動先が限定されたところの支援という形になります。先ほど町長答弁のほうの中にもありましたとおり、ニーズ調査の中では地域の中で高齢者の支援をしたいという方、そして自ら役割を持って、生きがいを持ってやっていきたいという方の割合も高くございましたので、遊佐町につきましてはこれまでも生活支援のほうを地区内で取り組むことができるというこ

とで、福祉型の小さな拠点づくりということで地域助け合い事業の推進補助金というものがございます。そういった中で具体的には買物支援、同行についてやっている地区がございます。西遊佐地区については、訪問型サービスBという形でやっているところですが、それ以外の地区についてはこういった補助制度でやっているところがございますので、そういった地域資源のあるところについて、いろいろと相談をしながら展開していきたいと。また、これからという地区につきましてはプレゼン等しながら、町と地域といろいろな関係と協議をしながら進めていきたいとまいつているところがございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 今課長からもお話がありました、私も冒頭で申し上げました西遊佐地区はエプロンサービス、またいろいろと買物支援等も積極的に行っている地域でありまして、その中でもやはりカフェというのがありまして、週に1回御飯を食べれるという、格安でとてもおいしい御飯、私も1度参加させていただいたことがあったのですけれども、三百幾らくらいの料金でとてもおいしい御飯が食べられました。そういった中で西遊佐地区の中でも、やはり西遊佐地区も範囲が広くて、特に下藤崎地区からだとなかなかやはり車がないと来れないという方々もいらっしゃるというお話でした。西遊佐の会長さんにもお話を伺ったところ、やはり役員会の中でも今後移動にかかる足が問題なのだよねというお話もたまたま伺ったこともありまして、どの地域もそうですけれども、やはり移動にかかる移動の足が、通いの場へ通う方々の問題が大きくなっていくということもお話を伺っておったところでもあります。

今そういった中で、一つの参考資料といたしまして、いろいろ私もちょっと調べさせていただきました。実例がありまして、埼玉県の湖西市というところでもあります。ここは、参考までにですけれども、高齢者の移動支援に取り組む団体の皆様へということで公用車をお貸ししますという、そんなことが載っております。中を見てみますと、貸出団体についてはふれあい・いきいきサロン、健康体操など通いの場への実施団体、自治会、それから社会福祉協議会、地域住民で形成された高齢者を対象とした住民参加型移動支援事業を行う団体というふうにありました。これは、1日単位で公用車をお貸しするというので、何かガソリン代は実費という内容でございました。こういったところでもやはりいろいろな取組がされておりましたので、なかなか福祉に関しましては、私も調べましたが、とても奥が深くて、資料を集めるとバインダー1枚くらいの大きさになるようでしたので、今回は百歳体操の通いの場への足ということで、通い方ということをお話をさせていただいております。やはり介護予防ということでありまして、この百歳体操は私も何度か参加させていただきましたが、かなりの運動量が私はあると思えました。私の年齢でも筋肉痛になるくらい運動量がありまして、皆さんは楽しくそれを毎週行っておりまして、その後のおしゃべりとかいろいろなコミュニケーションがやはり楽しみではないかなと私は感じておりました。そういったところである程度認知症予防とか、また介護予防とかにつながっていくのではないかと感じております。

遊佐町の介護保険料を課長のほうからご準備いただきまして、65歳以上ですか、こちらのほうは第9段階までありまして、基準額で所得金額が80万円を超える方ということで7万3,200円でありました。これは、月額6,100円ということでありまして、所得額が本人が320万円を超えますと、倍近くの12万4,440円になります。なかなかやはり所得によっては違うのかなと思えますけれども、こういった形での保険料が発生する

形であります。

(何事か声あり)

2 番(那須正幸君) 一応資料の中にはこういった形がありますが、なかなかやはり医療費、先ほど松永議員からもありましたが、医療費がなるべくかからないように皆さんで頑張っていきたいねというお話がありましたので、やはり一人一人が健康に気をつけながら、なるべく医療費がかからないようにするためにはどうしたらいいかということを考えれば、やはり予防が一番大切かなと思っております。特定健診もそうですけれども、こういった運動を兼ねたり、またみんなが集まったりというふうな形で予防するということが何よりかなと思っております。

いろいろと会員の方々からお話が出てきます。先ほど町長からもありましたマイレージポイント、こちらもあります。こちらは、いきいき百歳体操に参加して、集落等で行う百歳体操に24回参加ということで15ポイント頂けるということでありました。私も一度健康診断を行ったりしてマイレージポイントを集めたのですが、1年間でなかなか集まらないです。こういったポイントももっともっと早く達成できないかなというお話もありましたが、そういったところは数多くいろいろな行事や健康づくりに参加していただければすぐに集まるのかなとも思っております。中にはツーデーマーチに参加すると、5キロ以上歩くと5ポイント頂けるというそんな形で、禁煙を成功すると15ポイントという形でもありますので、やはりこういったマイレージももっともっと健康づくりに利用していただけるようお願いしたいなど、皆様にもお願いしたいと思っております。

福祉課長にお伺いしますが、これから一番身近にこういった健康づくり、居場所づくり、介護によって、予防によって行える町としての支援の在り方というのは先ほど町長からも伺いましたけれども、これから実施計画いろいろつくっていききたいなというお話がありました。やはり年を取るとというのは、人間は毎日、毎年、年を重ねてまいります。これは誰のせいでもなくて、人間として生まれてきた宿命であるかなとは思っておりますが、やはり遊佐町は高齢化がどんどん、どんどん進んでまいります。その介護する人もなかなか高齢化になっていきますので、できればもっともっと早い対応をお願いしたいと私は思っております。そういったところ、福祉課長、いかがでしょうか。ご所見をいただきたいと思っております。

議 長(土門治明君) 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長(渡部智恵君) 我が町の高齢化も年々増加という形になってございます。今年度、第9期の介護保険事業計画、策定をしまいる予定でございます。その中において、地域包括ケアシステムという形の構築というのも一つ大きな課題になっているところでございます。高齢者の方が住み慣れた地域で自立した生活ができるような、先ほどから申し上げている生活支援ですとか介護予防サービスの提供の体制の構築というのも大切になってきております。また、健康福祉課サイドといたしましては介護だけではなくて、障がい者、全ての方が地域で共生できるような形というのもこれから課題として受けているところでございますので、遊佐町の方が自分らしく安心して暮らせるような社会という点で地域の方、いろいろな団体、民生委員さん、区長さん、様々な方からご意見をいただきながら、仕組みづくりをしまいたいと思っております。

以上でございます。

議 長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。



2 番（那須正幸君） いろいろな形でこれからの支援も考えていくということでありましたので、遊佐町もさらに今以上に高齢者にとって住みやすい町、そして優しい町であってほしいと思っておりますので、なるべく早めに、早く計画を実施していただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（土門治明君） これで2番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

1番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） コロナがいよいよ5類に引下げになりました。とはいえ、まだまだ議場を見回しても、マスクを外していらっしゃる方というのは少ないほうになっておりますが、町に出ればマスクをしていらっしゃらない方も徐々に増えてきたかなというふうに感じております。この調子で前の風景にだんだん戻っていくのかなというふうには感じているところではありますが、ただコロナの感染力というのはすごいですので、引き続きそこら辺は気をつけていかなければならないのかなというふうにも感じております。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。人口減少です。この言葉が使われるようになって結構たつのですが、現在はもはや国の大きな課題となっております。異次元の少子化対策ということで国でも今取り組んでいる状況だということは皆さんご承知のとおりであります。自分事で恐縮なのですけれども、先輩たちに自分たちが学生の頃はというような話をよくされました。要はもっと前は人がいたよという話であります。そう考えますと、実は自分たちの世代からもはや少子化というものは始まっていたということも言えるのではないかなというふうにも思えます。そうした少子化の影響は特に地方で顕著でありまして、町では特に若者が不足をしているという現状であります。言い方を変えますと、いろんな意味で後継者が少ないということになるのかなというふうにも思えますけれども、これは1次産業、2次産業、3次産業、いろんな産業がありますけれども、全ての産業に大きく影を落としております。結果どういうことが起きているかということは、本当に日頃から皆さんが見たり感じたりしていることそのものであります。皆さんが本当にご存じのとおりだと思います。

そんな中、町では令和5年度、今年度若者を中心としたビジネス創出事業というものを新たに立ち上げました。予算化もされております。ちなみに、予算額は1,320万円であります。現在町ではI J Uターンですとか、遊佐高校で実践をしております自然体験型留学生の制度などの支援など、町以外から若い人を呼び込むということに取り組んでおります。ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、先般その留学生の報告会がこの議場で行われましたが、その留学生がそれぞれこの遊佐町のすばらしさというものを一生懸命話をしておりました。その上、高校3年間のみならず、卒業してから地元の大学に進学をするというような子たちも現れました。それで、この遊佐町のために何かをしたいと、そういう気持ちで今後も活動していきたいということでもあります。その報告会の前にヤマガタミライの教育会議というものが2月に、生涯学習センターでしたか、行われました。そこで水谷先生からお話を聞いたわけではありますが、正直自分の中ではそのときはとても夢のある事例だというふうに感じておりましたけれども、いよいよ遊佐からもそういう人材が現れたなということで、改めてその報告会のときに実感をしたわけでもあります。

少し脱線しましたがけれども、要は町のよさを知ってもらって定住につなげていくのだということがその大きな目的なのでありまして、地域おこし協力隊というのもございます。これも定住していただきたいと、

できればとどまっていたきたいということでは同様なのかなというふうに自分の中では認識をしているわけですが、しかしながら定住するには仕事です。生計をやっぱり立てていかなければなりません。ここがやはり大きな課題だなというふうに認識しているのですが、この事業はそうした課題を、少しでもと言うとちょっと語弊があるのかもしれませんが、解消していく可能性があるなというふうに感じております。さらに言えば、この手の事業というのは人材の育成も含めてかなり長いスパンでの取組にもなっていくなというふうに自分の中では予想しているのですが、今後のこの展開にどのような可能性を持っているのかということをちょっと伺いまして、壇上からの質問といたします。よろしく願いいたします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、1番、本間知広議員に答弁をさせていただきます。

質問の事項としては、若者を中心としたビジネス創出事業への可能性と今後という形だと思えます。令和5年となりました。いわゆる21世紀に入ってもう24年近くなるわけですけれども、平成から続く少子高齢化の問題、特に地方では深刻な人口減少、若者の地域外流出をもたらしております。町では早い段階から移住定住施策に取り組んで、遊佐高等学校魅力化事業等、自然体験型留学生を受け入れるなど、若者を町に受け入れ、住んでもらえるような取組を時代の先を見据えながら進めてきたところであります。令和3年度には宝島社の住みたい田舎ベストランキング全国町部門で総合5位、令和4年度では1万人から2万人の町で全国7位というふうな魅力のある町として全国的に高い評価をいただいております。

一方で、若者の就労につきましては、町内企業の求人が応募が集まらないとか、あらゆる産業現場でいわゆる若年層が足りないという現状になっております。後継者不足が原因の廃業も実は目立つようになってきました。また、貸しオフィスやコワーキング等のビジネス拠点がないことから、来町したビジネス関係者からは事業をする場所がないという課題も指摘を受けておりました。昨年度、町内外の若手事業者を含め、皆さんからワカゼミというワークショップを開催して、こんな町で働きたいをテーマに意見を交わしていただきました。そこで町の重要なことを若者の意見を反映して決めてほしい、大学生のインターン制度が欲しい、若者に投資してほしい、若者が交流できる場所をつくってほしいといった声が寄せられていました。今、若者が町で働くための総合的な取組が本当に重要な、若者の側から求められている現状であります。

若者を中心としたビジネス創出事業は、これからの若者の声を聞くを基に、若者の地元回帰につながる創業、就労支援、若者が地元企業や仕事を学ぶ機会の創出、若者へのオンラインでの町内企業情報と魅力発信、若者のビジネスチャレンジ、ビジネス講座による起業家育成、サテライトオフィス、コワーキング、貸しオフィス等の若者ビジネス拠点の整備の5つの目標を掲げました。これから構想会議を開催し、目標達成のための事業構想を固めていきたいと思っております。大事なことは若者が具体的に事業を提案し、若者同士協力して実現していくことが大切だと考えております。町では、今年度初めて地域活性化起業人材制度を活用して、DMM. com系列のグループ会社から1名派遣を受けております。大手企業のノウハウを若者側を中心としたビジネス創出事業に注入してほしいと期待をしております。現在構想会議の提案に向けて、昨年ワカゼミに参加した若者、起業人や、事業構想のテーマ、柱となる具体的な事業、事業推進の若者グループ形成などについて検討を重ねています。構想会議では自主性を定め、ある程度ルールを設定した上でスタートし、若者の参画による事業の実現を図っていきたくて考えております。

今後、現役世代の減少が進む中で、若者に選ばれる町を目指していかなければなりません。既に産業現場では若者の奪い合いに近い人材獲得競争が発生しております。若者が夢を持って町で働くための事業に自ら考え、協力し、実現することで、若者が若者を呼び込む好循環をつくり、町に若者を集める。若い芽に投資する事業は、実りを迎えるまでにはかなりの時間、忍耐を要する必要があると考えておりますが、若者の地元就労の可能性を広げ、地元定着につなぐ、若者が夢を持って働きながら生きる仕組みづくりを5年後、10年後を見据え、若者を中心としたビジネス創出事業を目指してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） ある意味厳しい現実へ向かってチャレンジすると、若者を何とか呼び込むというお話だったと思います。以前から移住ですとか定住ですとか、そういったことについては早くからその取組をして、ある程度そのノウハウですとか結果ですとか、そういうものは獲得してきた経緯というのも理解しております。ただ、若者自体の集まる場所ですとかディスカッションする機会というのがなかなかなかったというのも現実としてあったかなというふうに感じておりまして、このたびいよいよそういうことにも取り組むということでもあります。今ご答弁ありましたこの事業には5つ大きな目標があつて、その目標達成のために構想会議ですか、開催をするというお話でありました。その事業構想ですか、やることを決めていく、固めていくというその構想会議のちょっと内容につきましてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 構想会議の内容ということでございます。構想会議においては、まず若者を中心としたビジネス創出事業の方向性を定めながら、具体的な事業と進め方を議論していく予定としております。その会議の場でお話をする方々、構成員でございますけれども、商工会をはじめとした関係機関並びに町内外で遊佐に関わり活躍する若者を中心として、年齢層は幅広く、また高校生、遊佐高、県外留学生の卒業生など、あと社会人とか、商工業の分野だけでなく、分野については農業の分野の方からも参加して、この会議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（土門治明君） 1 番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） 先ほど壇上でも申し上げましたが、この話というのは全ての産業に関わっています。ですので、ある意味その線引きというか、こだわりなく、なりわいを持っている方、若い方、やる気のある方をどんどん取り入れていって、よりよい話合いができるようにしていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

そうした今お話あったメンバーで議論をしながら、その事業を進めていくということで認識をしたところです。あと、もう一点、答弁の中で若者が町で働く、その総合的な取組という文言が、答弁がございました。その総合的な取組として、現在考えている具体的な事業があればお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私は就任以来、まずビジネスネットワークという形を整えて、やっぱりあるもの、ないものねだりするのではなく、あるものをまずしっかりつなげたいという思いを持って進めてきました。一定程度ビジネスネットワーク、それぞれの企業ごと、また高校等いろんな形でつなぐことによって、遊佐町を中心とした、だけれども酒田含めた形での働き場の横の連携という形では整えつつあるという状況が来ましたが、一方でやっぱりないものも目指していかないと、新しいものをつくっていかないと、特にやっぱり今この酒田、飽海でいけば、酒田市を中心に企業が張りついても人がなかなか集まらない。逆に言うと今酒田の基地港湾等の指定を受けることによれば、やっぱり地域によっては若い人が酒田のみならず遊佐でも十分起業が可能な状況まで想定されるということでもありますので、それら等を生かして若い人にアピールしていきたいなど。そして、もう一つは、実はまだ製造中で、今鳥海南バイオマス発電所を造っておりますが、年間およそ3年間で300ほど投資事業、かつては250ぐらいって言ったけれども、そのぐらいの事業が我が町の工業団地にあるわけで、そこでまた40人かそこいらの新しい社員が働ける。そして、運輸関係入れればかなりのやっぱり従業員、その他も含めればあの県の工業団地に働き場が生まれる、つくり出すことができる。そうしたら、また想定をしていない関連の事業の若者についても、南バイオマスに関連した形でも事業としては、北港が非常に近いエリアの県の工業団地という形を見れば、やっぱりこの辺でないものねだりではなくて新しい、ないものにもやっぱりチャレンジしていくということに向かわないと、なかなか地域の活性化はおぼつかないと。それをやっぱり、遊佐ばかりで可能ではないところもあるのでしょうけれども、要は私は酒田、飽海も含めた形でのその展開をやっぱりやっていかなければと思ってこのような形になったということです。

詳細な答弁は、課長をもって答弁いたさせます。

議 長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 私のほうからは、この若者事業に基づいた、まず具体的な事業ということで説明させていただきますが、先ほど初めの町長答弁の中にもございましたように、この事業は若者の地元回帰につながる創業、就労支援ほか5つの目標ということで掲げて進めていく予定でございます。その中で、では具体的にとなりますと、町内就労のきっかけをつくる学生のインターンシップ、あと起業を学ぶ高校生を中心としたビジネスチャレンジ、ビジネス講座、空き店舗や空き校舎を利活用した貸しオフィスやコワーキングスペースといった、そういったビジネス拠点づくり、そういった内容を事業の柱として考えております。さらに、1次産業についてもこの柱の事業に加えまして、若者の就農につながる事業として検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） これからの産業、工業団地関係の環境が大きく変わって、そういった就労する機会が増えていく可能性もあると。そこら辺の部分というのは、本当に町としても大きな材料かなというふうに感じているところでもありますけれども、答弁の中に起業を学ぶ的な文言があったと思います。高校生ですか、高校生を中心という話だったように思うのですが、例えばの話です。中学生、高校生はすぐ社会とつながっているという意識が強いと思うのですが、中学生というのはあまりそういうイメージというのがないのかなというふうに思っております。私も実際そうでしたので。何となく中学生の頃だと

卒業したらどこかに進学か就職かみたいな、そういうイメージというのが物すごく強いと思うのです。そういう時期に、先ほどくどいようですが、例えばです。起業という選択肢もありますよと、そういう考え方です。さらに例えれば、起業というのはやっぱりビジネスですから、そういうビジネスに関わる体験であるとか、仕事というのは誰かの役に立った分のお金を受け取るみたいな、そういうことですので、そういう経験をしたりですとか、そういうことをぜひ何とかできないものかなというふうに思っているところでもあります。

ちょっと話戻りますけれども、とはいえこれ事業ですので、当然失敗もあります。それを、失敗も含めたその学び、そういうことをぜひ早いうちから、要は自分でお金を稼ぐことができますよと、そういう選択肢もありますよと。そういう感覚、そういうことも早いうちから教えるというか、意識させるというか、そういうこともいいのではないかなというふうに思っているところでありまして、ちょっと話はまた戻りますけれども、そういうことをやろうとすれば、例えば自分は起業するのだとしたときに、でもお金がかかると、先立つものが必要になってきます。いわゆる自分で商売をやるということについては、当然そのリスクというものも出てくるわけでありまして。当然であります。そのリスク、そうしたハードルを越えるというか、よし、やるぞというふうになるために、要するに起業する若者を町に増やしていくためにまちづくりファンド的な施策というのもどうかというふうに思うのですが、その所見があれば伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） この事業におけるまちづくりファンドはどうかというところだと思いますが、まちづくりファンドは、こちらとしてはまず空き店舗や空き校舎を利活用した今回の若者の起業へといった、こういった支援には有効であるのではと認識しておる次第でございます。一方、国とかを見ますと、民間都市開発推進機構とか、あと地域金融機関の出資によるまちづくりファンド支援事業も実際展開しておるような状況も確認しております。国などの現在のそういった実施の状況も参考にさせていただきながら、今後この事業を進める上での制度設計について検討していけたらと考えております。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 自分としては、前向きな答弁をいただいたなというふうに感じました。ぜひ検討のほうよろしく願いして、たくさん若者が町で商売、事業できるような環境を少しずつでも整えていただければというふうに思います。よろしく願います。

ちょっと蛇足、余計な話になるのかもしれませんが、空き校舎ですか、空き校舎の話がちょっと出ましたので、自分がちょっと思っているところ。若者の起業支援に有効ということであったように記憶しているのですが、間違っていたらすみません。仮に若者に限らず、民間に例えば利活用ということでやるのであれば、私としてはここ全スペースを貸し出すので、ご自由にお使いくださいということで、その代わりと言ってはなんですが、町で出すお金というのは最低限にしてくださいと。自由に使って構わないので、その代わりそちらさんのほうで全部面倒を見ていただければなという、例えばざっくりです。そういうスタンスといいますか、そういうことで全国に応募をかければ需要はあるのではないかなというふうにはちょっと思ったりもします。もちろん諸事情、いろんなもろもろの事情もありますので、そんな単純なこと

ではないということも何となくは感じるのですけれども、一つの考え方として参考にしてもらえればなどというふうに思います。ちょっと余計な話でございました。話を戻します。

先ほどもちょっと話したのですが、報告会の際にその席で、大学生ですか、あの方。インターンシップをやってほしいという声があって、たしかそのときに、その事業にも載っておりますけれども、やるということでたしかお話があったように記憶をしておりますが、その大学生のインターンシップについて、現在何か所見があればちょっと伺いたいと思います。お願いします。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 大学生インターンシップの形ということでございますが、これにつきましては全国の事例を見てみますと、様々な形で実施されておるようでございます。例えば企業への短期就労とか、町づくりで地域課題を克服するミッションを達成するもの、あと繁忙期の農家のお手伝いといったものもあるようでございます。滞在期間も内容とかもそれぞれ実施の内容で異なっております。インターンシップで滞在中の宿泊先とかプログラム内容などは、受入先と学生との調整事項が数多く中に生じてまいります。こういう状況の中、全国的に見ますと、自治体ではなくて、現在は公益法人等が運営主体として進めているのがほとんどのようでございます。今後は、報告会の際に実際こういった声もございましたので、こういった状況を踏まえまして大学生のニーズを把握して、この町に合ったインターンシップの形と運営主体を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） やはりその受入れをどうするかというところで、やり方がある意味あり過ぎてとか、いろんなパターンがあってということもあって、整えなければならないことというのは多々あるというお話だったと思いますけれども、そこもしっかり取り組んでいただきながら、いい方向に行くように検討していただきたいというふうに思います。

ちょっと先ほどもお話ししたのですが、報告会の際に一旦遊佐を離れてといいますか、そういう子たちが遊佐に来て、実は遊佐で何かしたいのだと、遊佐のために何かやりたいという気持ちがある意味全面的に出して話をしていたのを思い出したときに、若い人たちの遊佐町に対するものを本当に感じました。本当に答弁にもありましたけれども、そうした若い人たちの気持ちがある意味受け入れて、生かしていきけるようなそういう流れ、答弁にもございましたけれども、若者が若者を呼ぶ町になればいいなというふうに感じてなりません。なるかもしれないなというふうに思うわけでありまして。今後の取組に本当に期待をいたしまして、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて1番、本間知広議員の一般質問を終わります。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 私から初めに、町役場職員の確保に関してお尋ねいたします。町とは法人ではあるものの、観念的な存在にすぎず、現実の行政運営では実務的に頭脳となり、手足となる職員が一定数必要になります。令和5年春の町役場職員人事異動では、町の広報で見る限り、会計年度任用職員を除き、退職が9名に対して新規採用が3名、再任用が4名となっております。また、町民課長と会計管理者は兼務とされました。このことから人員の不足がうかがえますが、なぜこのような事態になったのでしょうか。

偶然が重なった一時的な現象にとどまるのか、あるいは中長期的な傾向なのでしょうか。町当局としてはどのようにこの現状を分析し、またその対策をお考えなのかお聞きします。

次に、就農者の確保に全力を尽くすべきではないかという視点から、町当局の農業の現状に対する認識をお聞きします。農業人材の高齢化は、既に20世紀の頃から叫ばれていると思いますが、現場感覚として、ここに来ていよいよ限界に達してきたと感じることが多くなりました。農林業センサスなども参照して少し具体的に申し述べれば、これまで現実的に地域農業を広く支えてきた兼業農家が専業農家以上の割合で減少し、一方農地の受け手となるべきであろう専業農家が高齢化などで離農や規模縮小している状況にあります。現在のところ、平野部の農地は管理が行き届いていますが、中山間地や砂丘地では耕作がされていない農地や十分活用されていない農地もかなり見受けられます。だからといって平野部の農地が安泰ということは決してなく、これからも耕作が続けられるか、ぎりぎりの状況です。このような状況において、幾ら機械化が進んだ農業とはいえ、マンパワーの確保が急務であることは言うまでもありません。そして、必要な人材の育成には一定の時間がかかります。もちろん町としてこれらに対策を講じていることは承知していますが、今ここでより一層の創意工夫が必要ではないでしょうか。残された時間は多くなく、ここ数年を集中強化期間として徹底的に対策を講ずるべきと考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

以上をお尋ねしまして、壇上からの発言を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、5番、齋藤武議員に答弁をさせていただきます。

役場職員の確保についての質問でありました。全国的に少子高齢化が進む中、役場や町内の事業所だけにとどまらず、全国的に人材確保が大きな課題となっております。本町の職員採用につきましても採用人数が退職者数を下回る状態が続いており、人材確保は大きな課題と言えます。人員不足を補うため、令和4年度は7月に10月1日採用の社会人土木職試験を行ったほか、9月に荘内地方町村会での3町合同での4月1日採用の試験を行い、上級行政、初級行政、初級土木、保健師の募集を行いました。さらに、1月にも同じ4月1日採用の行政職と土木の社会人枠採用の試験を行ったところであります。しかし、採用の通知を出し、後に個人的な事情によって辞退を申し出る方もおり、採用は3名にとどまったところであります。状況を分析しますと、これまでは土木職や保健師など専門的人材の確保が本町では課題とされておりましたが、対象となる若い世代の人口減少に加えて、比較的早い時期に内定が決まる民間企業を選択するケースや、県などの他の公務員試験と併願して受験し、町の採用が決まっても辞退し、他のほうに行くケースもあり、一般職についても人材確保が難しい状況であります。現在も5月15日から31日までの募集期間で社会人と身体障がい者対象の行政職、社会人対象の土木職の3区分について、5月1日付採用の募集を行っているところであります。今回の募集は、これまでであった本人または親等が本町在住といった住所要件もなくし、また対象年齢もこれまで35歳から40歳までへと引上げしました。住所要件をなくしたことにより、募集告知も移住希望者向けホームページやSNS等で広く全国に展開し、周知を行っているところです。少子化や民間人気の影響により厳しい、激しい採用問題は抱えておりますが、国の法律推進による、DXの推進による業務効率の向上や民間の活用など、行政事務の支援等により行政のスリム化を図るとともに、募集方法なども雇用状況を踏まえて随時、適宜見直したい。さらには遊佐町で働くことの魅力や、やりがいなど大いに発信し、人材確保に努め、行政サービスの維持向上を図っていきたくと考えて

おります。

2つ目の質問でありました就農者の確保、全力を尽くせということでもあります。2番目の就農者の確保についてお答えをいたします。令和5年3月定例会、11番、齋藤弥志夫議員の一般質問でも答弁させていただいたとおり、農業、農村現場での農業従事者の減少、高齢化の進行、これに合わせて耕作放棄される農地の増加も生産の減少が懸念されております。これは、本町や山形県に限ったことではなく、全国で抱えている深刻な問題と認識をしております。農業従事者の減少や高齢化に対応し、本町農業の振興を図る上で、新規就農者の確保や育成が極めて重要であることから、本町独自の支援策としてチャレンジファーム事業の実施など、農業研修生等に対する住宅支援、生活支援の充実を図ってまいりました。また、農外から参入する新規就農者については、経営開始時に農地の確保や設備投資に資金が必要であり、経験も不足であることから、育成、定着、経営発展のため、各段階ごとに応じた手厚い支援が必要であり、公益財団法人やまがた農業支援センターをワンストップ窓口として、農業の活性化に向けた取組を積極的に展開するとともに、JAはじめとする関係機関や関係団体と連携しながら、就農を動機づけながら就農定着までの各段階に応じたきめ細かな支援により新規就農者の育成、確保を加速させているところであります。人口の減少や高齢化が進んでいる中、本町の魅力ある農産物を安定的に生産し、本町農業を持続的に発展させていくためには、認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農など従来の担い手に加え、新規就農者や小規模農家、兼業農家、移住者、Uターン者、さらには半農半Xなども含めて、農産物の生産活動に関わる多様な人材を農業を担う者に位置づけ、育成、確保を図る必要があります。

また、農業に興味ある都市住民に対して本町農業の魅力を積極的に伝えていくために、共同宣言事業における生活クラブ連合会とともに連携しながら様々な機会を活用し、PR活動等や情報発信を行うとともに、都市圏で開催される就農相談会、また積極的に参加し、移住者、Uターン者、旅行者などの多様な人材を移住、定住や観光、産業振興等と連携して本町に呼び込み、農業従事者の確保に努めてまいります。

以上であります。

議長（土門治明君） 齋藤武議員の再質問を保留し、午後3時まで休憩いたします。

（午後2時43分）

休

憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時）

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） まず、それでは総務課長にお尋ねいたします。この件は、職員人事の件なのですが、3月の下旬に、まず正式に決まる前に内示ということで新聞報道もされました。それを見た町民の方から私が声かけられたのは、まず何といても大丈夫なのかと、仕事が回るのかという話をされました。それは、いろんな町民がいますので、その中には役場職員のOBの方からも大丈夫なのかという声を聞きました。もちろん複数の声であります。そういうこと背景にして今回私はお聞きするわけなのですが、まずちょっと基本的なことから一つ一つ確認なのですが、先ほど壇上の答弁で、DXでスリム



化を今後考えたいという話もあったのですが、それと関係するかどうかということなのですけれども、そもそも職員の定数に関して、これを減らすというお考えなのかということなのです。例えば今回の職員数がトータルとしてマイナスになったということは、職員を減らすという前提の中での一つの話になるのか、そういうことではなくて、職員の定数云々とは関係なくて、はっきり言えば減ってしまったということなのか、そこをちょっと最初確認します。

議長（土門治明君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） お答えいたします。

職員の定数は、規則によりまして今181名となっているところですが、今回の退職、それから採用の人数につきましてはその定数とは関わりなく、退職者が多かった、そして採用する人数が少なかったということでこのような結果になったということです。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 次に、ご本人を目の前にして非常に聞きづらいのですけれども、なぜ町民課長と会計管理者が兼務になったかということなのです。それは、我々からすればお二人とも、お二人というか、町民課長と会計管理者というのはそれぞれの役職に対して質問する可能性があるわけです。質疑をする可能性がある。そういう中において、なぜ町民課長と会計管理者が兼務という形になったのか、そこは私もちょっと分からないものですから、お聞きいたします。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 一言で言えば、人事のことですので、その詳細、中身についてはお答えできません。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） これが内示の段階であれば、あるいは内示さえ出ないという段階であれば、それは決まっていない人事のことですので、お答えできませんというのは、それは当然であろうかと思います。ところが、既にもう確定的に決まって、しかもプレートまで兼というふうに作ってあるわけですね。こちらからすれば、議員からすれば、やはり答弁ということが当然やり取り中で出てくるわけですので、正直言ってどなたが町民課長になるのか、あるいは会計管理者になるのか、あるいは副町長になるのか、町長になるのかというのは非常にやっぱり大事なことなのです。場合によっては、ちょっと具体的には思い浮かびませんが、町民課長と会計管理者の兼ね合いが問題になるような質疑というものもあるかもしれないのです。そういうことを考えた場合に、私たちとしてはどうして、なぜ町民課長と会計管理者が兼職なのかというのはやはり知っておく必要があるかと思っておりますので、お聞きいたしました。もう一度お答えください。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） お答えをいたします。

今回の職員採用と、それから退職者との数のアンバランスということが生じたというのは、これはご承知のとおりであります。少なくともここで言えるのは、それが原因で数合わせで減らしたとか、そういうことはまず全くないということだけは申し上げておきたいと思っております。

(何事か声あり)

副町長（池田与四也君）　まずそのことを、文脈としての、何かしら関係があるようにうかがえるような質問の文脈でしたので、まずはそこは、申し訳ありませんが、否定しておきたいというふうに思います。

やっぱり人事なのです。人ごとなのです。非常にデリケートな話なものですから、ストレートに申し上げたわけでありまして、振り返ってみれば会計管理者は補佐であった時代がありました。というか、この制度が発足した、この職名が生まれ、自治法が改正してこの職が生まれたときには補佐職だったのです。これは自治体の選択、長の執行権の中で判断されておりまして、その町、その町、ばらばらでした。町長が1期目就任されて、21年度に早速といいますか、すぐ管理職として配置しました。今にあるわけでありまして、当時から総務省の見解としては、管理職であることが望ましいという見解も実は示されておりまして、そのことも含めて総合判断をしたということです。今回、当時補佐職としての会計管理者と上席出納員を兼務する形でいたものを、兼務をしながら会計管理者を管理職にしたと。今回は、上席出納員を分離する形で、別に置く形で町民課長と兼務させたと、こういう形で、全国他の自治体、管内も含めて、このエリアも含めてですけれども、もう既にそういう形を取っているところもあります。そういう事例を参考にしながら、これまでも実は長年このことは検討してきたのです。今回いろんな状況、条件がそろったということでこのような町民課長との兼務としたと、町長からご判断していただいたということでありまして、このいろんな要素があるという部分は言い難いものが人事でありますので、言いにくいものがあるという意味で、その中身については答弁を控えさせてもらいたい。これは、私も含めてですけれども、なぜその人間を課長にしたのだとか補佐にしたのだとかという意味合いと一緒にありますので、私の理解は一緒にあります。すみません。いろいろとご見解はあろうかと思っておりますので、その辺をご理解いただければと思います。

議 長（土門治明君）　5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君）　はっきり言って、町民から見てどうかというのはやっぱり考えるべき要素だと思うのです。もちろん私も当然どなたが町民課長であろうが、副町長、ごめんなさい、副町長はまた別ですけれども、企画課長であろうが、そういうことを問題にしているわけでは一切ないのです。そうではなくて、かつての経緯はともかくとして、現実的に町民課長、会計管理者、それぞれ管理職なわけではないですか。ちょっと確認ですけれども、今回こういう兼職になったということで、これまで検討してきたとおっしゃいました。ということは、これから先、時田さんが町長である以上は兼職でいくということですか。町民課長と会計管理者は兼職でいくという理解でいいですか。

議 長（土門治明君）　池田副町長。

副町長（池田与四也君）　お答えします。

一旦このような形態を取りましたので、朝令暮改は避けるべきだと考えております。また数年したら変えましようとかという、そんな軽い判断ではないというふうに理解しておりますので、少なくとも時田町政においてはこれを継続していくというふうに理解しております。

1点、その前段で人の問題ではないのだという話、そこを聞いているのではないのだという話、そこは私も理解した上でお答えしているつもりなのですが、1点だけ深掘りをここでしようとするれば、その事務の取扱いの可否という部分では、その見解については考え方もあったということで、そのいきさつに

については改めて総務課長から答弁してもらいますので……

(何事か声あり)

副町長（池田与四也君） いやいや、それはちゃんと引継ぎを受けておりますので、しっかりと答弁させていただきます。

議 長（土門治明君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） お答えいたします。

引継ぎを受けている段階では、以前話ありましたように会計管理者と上席出納員が昨年度までは一緒になっていました。そうするという事は、いわゆる課長職の人が事務をやるという状態になっているわけでありまして、その関係を正しく管理者は管理者というふうに分けようというために、いわゆる上席出納員と会計管理者を分けたと、業務の区別をつけたと。最終的には会計管理者の分を町民課長と一緒にしたというような流れとなっているようです。実際には出納室は1人減っているわけではなくて、あそこは職員2人体制という、変わらずに今年度も同じようにやっている状況です。

以上です。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 私は、町民課長と会計管理者が兼職だということを正面切って批判しているわけではないのです。ただ、ちょっと話をもう一回繰り返すようで、くどいようで申し訳ないのですが、人事を見たときに、今までなかった兼職ということだけが出たわけです。今副町長がおっしゃったような、あるいは総務課長がおっしゃったようなアナウンスが同時にちゃんと出されていて、これからは時町長の限りは兼職でいきますよというふうに出れば、こういうやり取りは恐らく必要なかったと思うのです。今初めてその話出たわけではないですか。今までは、それがいい状態で何で兼職なのだろうというはてなマークの町民いっぱいいたと思うのです。ですので、そこら辺はやり方として、そこは申し訳ないけれども、やっぱりまずかったのかなと思います。ひょっとしたら町政座談会でもそういう話しされているやり取りあるかもしれませんし、もし仮になくても、そういう話はぜひ町のほうから積極的に町民の方にお話をなさったほうがいいのかなというふうに思います。正直言って、なぜ正面切って反対しないかというのはまだ分からないからなのです。兼職することによる弊害というのは、まだ少なくとも弊害は分からない。もうちょっと見ないと分からないし、最終的にはこの兼職で十分なのかもしれない。そういうことがありますので、そこは検証する必要は別個あるわけですが、繰り返しますが、やはりそこは積極的に町民にぜひ伝えていただきたいと思います。

次に、もう一つ確認です。採用に当たっての受験のときの居住地要件です。これ私もこれまでこの場で少なくとも過去2回、しつこく聞いておりますので、少なくとも3回目以上になります。しつこく聞きますが、社会人だとか、あと技術職という方についてはないのでしょうかけれども、新卒者については受験時の居住地要件、遊佐町内に住んでいるか、あるいは父母が住んでいるという条件を一旦外した。1年だけ外したものがまた戻ったという経緯がありました。私としては、そもそも町内に住んでいるというその新卒者、父母が住んでいるも含めてですけれども、というパイそのものがちっちゃくなっている中において、その条件を課し続けるというのは、もともと無理があるのではないかなと思うのです。そこら辺新卒者の受験時の住所要件、今後の対応はどのようにお考えかお聞かせください。

議 長（土門治明君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 今9月1日採用ということで募集をしているわけですが、今年度この試験から住所要件は外している状況です。今後とも外したままで続けていくという考えでいます。

以上です。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） では、確認です。これは、かつて一旦出たものが引っ込んだりということがありましたけれども、今後は、そもそも全ての職種ということでいいわけなのですね。全ての職種、全ての採用時期にかかわらず受験者の住所要件はなくすということでもいいのか、ちょっともう一度お願いします。

議 長（土門治明君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 議員おっしゃったように、全ての職種と今後の試験について外していくという考えです。

以上です。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） だとしても、かつてなぜ一旦なくした住所要件を復活させたかという話の中で副町長がおっしゃっていた、例えばいわゆる辞退が相次ぐというようなこと等、やはり困難な状況はあるのだと思います。ただ、それは遊佐町だけのことでなくて、全国的に苦勞しているのだと思うのです。採用に当たっては、です、ただ一方で、こういうことを言ってちょっと無責任かもしれませんが、採用というのは多分出会いの場でもあると思うのです。ひょっとしたら思わぬところから遊佐町に来てくれる若い人がいるかもしれない。そういう中で、ひょっとしたらこっちの人と結婚して、子供が生まれたとかいうようないい意味での化学変化もあるかもしれませんので、ぜひそこら辺はどういう職員が、新しい職員来るのかなという楽しみな面も持って向かってもいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、がらっと変えまして、産業課長にお尋ねいたします。今日の一般質問の1人目の菅原議員からも農業に関する類似の質問がありましたし、町長答弁でも紹介いただきました、3月議会では齋藤弥志夫議員からもやはり農業問題についての質問が出ております。それに加えて私がここで質問するわけですが、ということ、ぜひやはり産業課長からは認識を持っていただければありがたいのは、手を替え品を替え、だけれども対象物が同じことについて複数の質問が出ているということは、やはり問題意識を持っている議員が多いということだというふうに捉えていただきたいと思います。もちろん物の見方は違いますが、やはり基本的に対象物は一緒だと。このままで、日本農業もそうですけれども、その前に遊佐町農業はどうなるのだという強い危機感があるわけなのです。ですので、そういう意味において、今までより本当にシフトアップしてやはり答弁なり施策の展開をしていただきたいと思いますということになります。

5月の下旬になりまして、おおむね田植が遊佐町内終わりました。一部山手のほう残っているところもありますけれども、おおむね終わっております。農作業、農繁期でいろいろ農家の人と私も話をすると、今年の春もいろいろ話が出てきました。例えば米作りは今年1年でやめるとか、あるいは今年から規模を縮小したという話が肌感覚としてこれまでになく聞こえるようになったという気がします。規模縮小ある

いはやめたとなったときに、その後その農地をやってくれる人がいればそれほど問題はないのかもしれませんが、実際には必ずしもそうではないと。このことは、恐らく産業課長もお耳にしていることだと思います。

まず、壇上からの答弁いただいたこととかぶるかもしれませんが、各論を幾つかお尋ねいたします。新型コロナウイルスの感染症の類型が変更になって都市部との交流も盛んになってきました。これまで遊佐町は、生活クラブ生協をはじめとして様々な人と、都市部の方と交流をしてきたわけでありまして。その交流の中で農業に従事する人が生まれたり、移住する人が生まれたりしているわけでありましてけれども、改めてコロナウイルスが落ち着いたことを契機としてその交流を強力に、既に再開しているかもしれませんが、より強力に再開すべきだと思いますけれども、産業課長の心意気はいかがでしょうか。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それでは、町長答弁の中でも共同宣言事業における生活クラブ連合会との連携ということでお話しさせていただいたところでございます。これまでも様々な機会を活用してPR活動、情報発信を行っております。例えば共同宣言事業において、夢都里路くらぶということで事業を行っております。これにつきましては、継続して5年度も実施していく予定です。この夢都里路くらぶ事業については庄内交流会、あと遊佐田んぼクラブなど、援農で来町する援農者への農業体験並びに生産者と交流する機会を提供して、生産地としてだけではなくて、移住、定住先として認識してもらえらるための取組ということで行ってまいりました。これは、まず引き続き行っていきます。

さらに、ここで新しい新規事業ということで、令和5年から取り組む共同宣言事業に絡めた事業をご紹介したいと思います。それは、新たに酒田のTOCH i TO、山居倉庫の前に展開しているTOCH i TO事業でございますが、TOCH i TOと関係した事業を進めていく予定でございます。これは、生活クラブ生協会員の方が地方への移住、定住を行うとしたTOCH i TO事業によって、3月から移住が始まっている事業でございます。4月末で、ちょっとこちらのほうで把握している数字では戸数で17戸、二十数名の方が実際に移住しております。さらに今現在は数が上乗せになっているのではないかと考えられます。移住された方の年齢は、40代から80代ということで結構年齢幅があるのですけれども、半数が60以下の方々でございます。中には就労を希望する方もおるようでございます。さらに、そのTOCH i TO事業の中では参加する暮らしというコンセプトを掲げておりまして、積極的にまず地域に入ることによって暮らし人々との関係性を見出すことを提唱している事業でございます。一方で、生活クラブ連合会においても、この共同宣言事業枠の中でこういった後継者不足といった問題については、まず最重要事項として一緒に、関係者と共に考えていかなければならない課題と認識しております。この課題に対応した活動を行う手だてとして、まずこのTOCH i TO事業並びにこのコンセプトに合わせて就農、または農業ボランティアなど生協側でも進めていきたいとの認識でございました。現在、現在というか、4月のときにこちらで把握している数字としまして、2組のご夫婦の方がアグリ南西部で啓翁桜とパプリカを栽培する農家において就農支援を行う予定となっております。こうした方々をどんどん地域のほうに出していきたいというお話もその宣言事業の中で確認しております。引き続きこの事業を関係者間で連携を図って、援農に結びつくこうした事業を推奨して行っていきたいものと考えております。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 生活クラブの交流会というのは、私も大分前になりますけれども、複数行きました。非常に面白いです。面白いというか、興味深いのです。実際米を食べてくれている人がどういう思いで遊佐を見詰めてお米を食べているのかということは非常に興味深いです。あと、御飯の食べ比べなんかもして、意外とおいしいのが備蓄米だったりするのです。要は古米のほうがおいしかったと、これが不思議だったりするわけですが、せっかくの機会なので、ぜひ産業課長もこの交流会、クラブ生協の交流会、東京、関東近辺ですけれども、一緒に行くというのは意味あることだと思いますけれども、いかがですか。そこら辺ちょっと調整してみるというお考えありませんか。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） ほかの日程調整のほうございますけれども、まず前向きに考えていきたいものと思います。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 私は、行政官ではありませんので、前向きにということ素直に受け取りますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、これも以前お尋ねしたことであります。もちろん産業課長は前の佐藤産業課長のときでありましたけれども、農業に絡む土地という特殊事情を考えた施策というのもぜひ展開してはどうかという話をしました。具体的に言うと、農家の居抜きに着目した施策も一つ展開すべきではないかということなのです。あるとき漁業者の方と話をしたことがありました。何を話したかということ、もしやめるときどうするかという話なのです。漁業者いわく、もし仮に漁業を畳むときには船と網を処分すれば何とかなると。でも、あなたたち農家は土地があるから大変だよねという話をされまして、確かにそうだなというふうに思いました。土地は不動産で登記をされていて、しかも売れるという保証があればまだしも、そうでない。船、網のようにスクラップにして処分して燃やしてなくすということもできないと。建物であれば別ですが、土地に関しては基本的になくすと、抹消するということとはできないということです。一方で、私自身の思い出を語るようで恐縮なのですが、最初米農家をしたと言って新規就農の支援の窓口、山形県であったり、全国であったりを訪ねたときに何を言われたかということ、米農家はやめなさいというお話でした。なぜかということ、簡単なのです、理由は。それは土地、機械、設備投資が莫大にかかるからということなのです。ということは、ひっくり返せばその2つさえクリアできれば、むしろ入りやすい部分もあるのではないかなと思うのです。一方で、いまだにそのことが多分抜けていなくて、私の想像でしゃべって申し訳ないのですが、いまだに新規参入でストレートに米農家をということはほとんど推奨されていないのではないかなと思われまふ。ということは、そこに遊佐町としてはチャンスがあるだろうし、もっと言うならば遊佐町はそもそも米が主体ですので、そこにうまく手当てをしていかなければ、今後やはり農家が衰退するということになっていくと思うのです。もちろん、細かいことはちょっと時間の関係で言いませんけれども、単純に居抜きといっても、かなりそのコーディネートするのは、マッチングするのは大変だし、必ずしもうまくいくかどうかは分かりません。だけれども、何もしなければ耕作放棄地と空き家が増えていく可能性がやっぱり高まっていくことでもあります。ぜひそういうところも、大変だけれども、やらなければ進まないことでもありますので、ぜひ居抜きという観点からも施策を展開し

ていただきたいと思うのですが、産業課長、いかがでしょうか。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 居抜きという言葉自体ちょっと、非常に恐縮ですが、私勉強不足でそういった施策というものについてもなかなか自分の頭の中でイメージしづらいというようなところがありまして、実際その現場というか、今の施策の中ではそういった論議というまでは至ってはいないというようなところが現状でございますので、今やはり大変厳しい、何かこれまでの同じような取組をやっているにもかかわらず非常に厳しいと。先ほど申し上げましたけれども、半農半Xなど、そういった多様な人材に目を向けていかなければならないというような状況の中では、やはりそういったところの問題も含めて課題として考えていかなければならないのではないかと考えた次第でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 確かに既存の施策の枠内でやりましょうということこれは無理です。ですので、別個新たにつくるといふしかないと思います。居抜きというのは、釈迦に説法ですけども、農家の家、土地、そのままにして経営者が替わるということだと、よく飲食店なんかではありますけれども、飲食店であるようなことの農家版です。そういうことも全国的に見れば、例は少ないですけども、やっているところありますので、そういうところもぜひ参考にさせていただきたいなと思います。しつこいですが、繰り返しますけれども、これは単純に農業どうのこうのという話だけではなくて、先ほど言った空き家の話もありますし、その地域集落をどう持っていくかということにも広がっていく問題でありますので、ぜひ総合的見地からも、産業課長だけにおっかぶせるつもりありませんので、役場全体としてチームを組んで展開していただきたいというふうに強く思います。

それから、今半農半Xという言葉が課長から出ました。私自身も半農半Xですよ。ここにいる農業をしながら議員をしているというパターン、これも半農半Xなのです。所定の手続を踏めば、役場職員も農業をしながら役場職員というのもできるはずだと思います。ですので、話がずっと戻りますけれども、新卒職員の採用に当たって居住地要件がないということになったとすれば、受験時の居住地要件がないとなれば、外から、要するに町外から来る人、県外から来る人、職員候補者に職員をしながら農業をしませんかというようなことでも十分ありだと思っております。そのくらい攻めないで、私は幅が出てこないし、面白くないと思います。ぜひそこら辺も含めて検討いただきたいと思います。

数年前に辞めた職員の管理職の方ですけども、たしか7町歩、水田やっているという方がいて、その方は平野部の方ですけども、できるのだと思いました。ですので、7町歩の方はかなりでしょうけれども、ある程度は工夫の余地はあると思いますので、そういうことも含めて検討いただきたいし、あと半農半Xということで半農の部分、農業というのは広い概念ですので、今は3反歩か5反歩ぐらいの、農業委員会としての最低農家農地要件でしょうけれども、家庭菜園に毛の生えた程度でもいいのかもしれませんが、ぜひとも数町歩の田んぼをやってもらおうとやり応えがある半農の部分になるかなと思いますので、そういうこともできるのだよという案内もあれば来るほうとしても心強く、遊佐町に就農できるのではないかなと、自分の体験からしては思います。

あと、農業振興協議会という組織名、キーワードが出てきたと思います。ひょっとしたら菅原和幸議員への答弁のときかもしれませんけれども、農業振興協議会は私も文教産建常任委員長として出席をしてお

りますけれども、実際のところは、皆さんご存じだと思うのですけれども、生産調整のパーセントを幾らにしますかというのを決定づける会議であります。もちろんそれはそれで大事なのですけれども、例えばそういう場に居抜きの話だとかをいきなり持ち込んでも、それはやはり混乱をするわけでありますので、ここ数年間、遊佐町農業どうしましょうかという観点から、やはりワーキングチームのようなものをぜひつくったらどうかというふうに思います。最終的には農業振興協議会のようなところで最終決定をするかもしれませんが、やはり実務者が集まるようなワーキングチームをつくって具体的に練るようなことも私は必要だと思いますが、そこら辺いかがでしょうか、産業課長。新たにチームを立ち上げて検討というのは。大変でしょうけれども、やってもらいたいのですが、いかがですか。

議長（土門治明君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 新たなそういったチームの組織立てをしてというようなところでございます。それに関連ということではないのですが、その前にこちらのほうからまずこれから遊佐の農業をどんな形でアピールしていくのかというように少し触れさせてもらえればと思ひまして、ちょっとお話しさせていただきましても、先ほどヤマガタミライの教育会議でも町のそういったことを知ってもらいたいとか、そういった定住につなげていきたいのだといった、そういった発言がございました。今ある遊佐の農業の魅力を伝えるために、私は半農半X等に対する攻め方の一つとしてやはり今あるものの、そういったもののPRを地域おこし協力隊なり、そういった情報の発信力を高めてどんどんと外に向けた発信をしていくということも一つの考え方なのかなと思っております。たまたま私去年、県の主催による藤井のみらい創造会議に参加させていただいて、その地域の周辺の状況なんかも確認させていただいてございまして。その中でそういったワークショップに参加して、まずそういった棚田ですよね、棚田のすばらしさと、あとそこに独自の暮らしというものがありました。つまり農村が持つ魅力ある風景、暮らし、そういった遊佐の風景、暮らしというものはもちろん藤井だけではなくて、遊佐の至るところにはあるのだと、こう思っています。そういったところをもっともっと情報発信して、関係人口の増加につなげるような働きかけが必要でないかと考えております。7番議員のお話のところでも地域づくり人材育成研修の課題が出ました。令和5年度もその育成研修の活用事業を図って実施してまいります。こうした事業を活用して農村地域をリードする人材の掘り起こしとか育成を進めながら、町内の各地において農村振興に関係した活動が積極的に行われるよう努めていきたいというのも一つ考えの中にあります。

あわせて、先ほどの齋藤議員の話に戻りますが、そういった新しい試みをそういった組織の中でどうですかというようなことではございますが、その辺りは検討の課題とさせていただければと考えております。とにかく様々なことをやりながら、関係人口を増加させる取組とともに援農、就農につなげられるような、そういった政策展開を行うことがいま一度必要だし、その一つとしてそういった新しい試みも併せて検討させていただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 最後ですので、まとめに入ります。

先ほどその人材育成には時間がかかるというふうに申し上げました。例えば50年、私米農家やっていますというベテランの方でも、たかが50回しか米作りはできないのです。そうすると米農家、1年、2年で



はやはり養成はできないのです。1年目失敗したのを2年目、そこをちょっと工夫してやり直して、成果がちゃんと出ればいいですけれども、さらに新たな失敗をしてもう一度さらにやり直すということを試行錯誤すると、やっぱり数年、下手すれば10年はかかってしまうのです。ですので、スタートが遅れるだけ、それだけ人材の育成完了まで時間がかかってしまうということですので、これはやはり一刻も早く始めていただきたいということです。焦らせるわけではありませんけれども、とにかく年に1回しかできないという特殊事情はありますので、そこら辺はやはり十分考える必要があるかなというふうに思います。

それから、町内のあるお店の方から言われたのですけれども、結局町の中の農家が元気でないと商売もうまくいかないという話をされたことがありました。やはり遊佐町内、農家戸数は、先ほど農林業センサスの話も出ました。もう相当減ってはいますけれども、面的に農地を拡大に管理しているわけなのです。農家が農業活動することによっての裾野の経済活動というのは相当やっぱりいまだにあると思います。ですので、農家が元気であるということは、取りも直さずその地域が元気であるというふうにも言い換えることができますので、そこら辺もぜひお考えをいただけたらありがたいなというふうに思います。

そして、最後です。今月の上旬、もう過ぎましたけれども、逆さ鳥海という話が話題になりました。毎年話題になりますけれども。あれは言うまでもなく、田んぼを起こして水を入れて、代かきをして、ちゃんと凸凹なく代かきをされて、きれいに水が張られて、天気がよくて、条件がそろってようやく逆さ鳥海、きれいだなというふうになるわけなのです。やはり農業が元気でないと、そういうことにもひょっとしたらなくなってなくなるかもしれない。先ほど棚田の話を出していただきましたけれども、農業という仕事、あるいは暮らしが遊佐町の景観をつくっているわけですので、そういうことも含めて、とにかくやっぱり遊佐町の農業というのはありとあらゆるところで遊佐町に関わっているということで改めて思い起こしていただければなと思います。

いろいろ産業課長には通告なしにこういうことどうですか、ああいうことどうですかというふうに申し上げました。ご無体なというふうに思うかもしれませんが、これは決して私だけではなくて、やはり農家、農業者、遊佐町の町民の少なからず願いだと思っておりますので、ぜひ一人で抱え込まずにいろんな人に話を振って進めていただきたいと、だからこそチームと申し上げましたので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で終わります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日5月30日午前10時まで散会いたします。

（午後3時46分）